

部に出来るだけ近づけ、柵は基礎と同じ高さに取り付ける單管又はブリケットに

板を巻き、外側手摺を設けた。廁所に沿って、筋縫、石材を取り付け、各組手は堅密に締め付けた。冬期間中は、外建地を利用して重箱形引鉄板の仮柵を架け、周囲にシートを張り覆いとした。

#### (六) 保存小屋・作業員休憩所

地下通構築時、土砂等や廁所解体部材を一時保管するための保存小屋は工作小屋を設けた。建設は、各廁屋の工事ごとに、誠信廟は廁所西側の木立の中、それ以外の廟では基壇後の空地に建設した。基礎は、丸太杭打とコンクリートブロックで基礎を基礎を併用した。また、必要に応じ、作業員休憩所を別途指示する場所に設けた。

#### (七) 境界柵

油蔭廟、奈房廟、吉善廟、網棚廟は、境界柵を設けた。柱を杉丸太材とし、高さ一八メートル、柱間も同材とし、長一五メートルとした。柵縄は、杉一等材四四×三六センチ、波形カバー鋼板は、巾〇・七六二メートル×一八・九メートルを使用した。鋼板の色は周囲の青銅を考慮して緑色系にした。

#### (八) 門・木柵解体

誠信廟西面木柵と北西角から約五〇メートル解体し、資材搬入口とした。それ以外の廟は、裏屋根建設に支障する門と周囲木柵を仮設工事に先立ち、その都度解体した。解体に先立ち解体資材を付し、木柵の解体材は保存小屋に収納し、門は大外しのまま、工事に支障しない場所に仮設した。

#### (九) 諸設備

案屋根、保存小屋、休憩所に電灯（コンセント共）設備を設けた。

### 四 解 体 工 事

#### (一) 概 要

な施設を設け、かつ防火対策を講じた。また、素屋根等の各仮設物は、工事期間を通じて強度上必要な補修・補強を行い、安全を確保した。

油蔭廟は、破損が著しいため解体修理とし、誠信廟は基礎と周囲の壁、門を解体した。その他の建物は屋根葺替、部分修理とし、破損の程度によって解体範囲をその限度定め工事を行った。本部の主な解体範囲は、屋根鋼板葺、野地と小屋組、軒廻り及び天井板の補修必要箇所、土台、壁等の腐朽箇所とした。基礎周辺の解体範囲は雨落石、基礎石、基礎積石とし、揚場を行って軒廻り、あるいは軸部全体を持ち上げて、これらの修理を行った。解体に当たっては、主任技術者が詳細な調査を行ない、請負者がこの指示に従い協力した。

(二) 準 備

解体前にそれの建物位置を基にした平面番号を定め、解体するすべての部材に位置・名称等を記した番号札を付し、必要な調査、実測、写真撮影などを完了した。

(三) 施 工

建具類、雜作材、彫刻材、その他漆喰に際して、破損の生じやすい部材は、布、紙、合成綿、漆板で被覆を施した。

(四) 解体及び調査

油蔭廟完成後、順序よく東に解体を行った。釘や金具を取り外す際は、パールを部材に直接当たらずに、当て木、漆板等をあてがいながら慎重に行い、古材表面を保護した。

#### (一〇) 五輪塔仮安置所・仮屋根（油蔭廟）

廟所内に倒壊した五輪塔は、素屋根柱の修復作業中瓦礫のない場所に仮安置所を設け、一旦仮設えた。仮安置所は、木造（正面開き板戸式）で作製し、素屋根内でも安全な場所とした。途中、地下遺物調査に伴い、基礎を解体することになったため、仮安置所を素屋根前へ移動し、単管組立、波形アスベスト引鉄板の仮屋根を架けた。五輪塔は、外へ運び出す際、破損しないよう毛布等で養生を施して、細心の注意を払って積み直した。

#### (一一) 除 雪（網棚廟・油蔭廟）

積雪による素屋根の倒壊を防ぐため、屋根及び周囲の除雪を行つた。また、關接廟所の屋根にも吹きだまり等の影響で積雪が増したため必要に応じ除雪を行つた。

#### (一二) 仮設出入路

誠信廟の工事では、廟所の西側に工事区域を設定し、敷地西面の道路から木橋までを資材搬入をして確保した。工事車両等の通行に伴い、空堀や軟弱な部分には覆鋼板を敷いて養生を行い、支障する樹木を伐採した。

その他の廟は、西側廁所背面の木橋までを搬入路とし、必要に応じ斜石等で路面の養生を行つた。工事完了後、これらに要した養生材をすべて撤去し、旧状に戻した。

#### (一三) 木材伐採（誠信廟）

仮設搬入路建設に支障する樹木三本を伐採した。伐採した木は、場外搬出自由処分とした。

#### (一四) 危害防止

工事実施に当たり、法規上必要な危害防止及び衛生上のことに関するては、適当

#### (一五) 旧材処分

解体した部材は、再用・繕い・取合予定等に区分し、同種材毎に整理して損傷の生じないよう養生を施し、保存小屋、その他に運搬し、整理格納した。この際、汚損等の生じないよう取扱いには特に注意した。

#### (一六) 旧材処理

解体して不用になった旧屋根葺材、鐵板・コンクリート等は、順次搬出し、危険のない方法で処分した。建設廻業者として処理する場合は、関係法令に従い、米沢市の指定する処理施設に運搬し、適切に処理した。

#### (一七) 特記事項

解体に当たり、各部材は丁寧に扱い、解体作業中に柄の折れ、板材の割れ等の解体前には、各部材は丁寧に扱い、解体するすべての部材に位置を基にした平面番号を定め、解体するすべての部材に位置・名称等を記した番号札を付し、必要な調査、実測、写真撮影などを完了した。

油蔭廟完成後、順序よく東に解体を行つた。釘や金具を取り外す際は、パールを部材に直接当たらずに、当て木、漆板等をあてがいながら慎重に行い、古材表面を保護した。

倒壊した五輪塔を仮安置所に移動し、地下遺物調査に伴い、素屋根・基礎石、雨落石を解体した。調査終了後、破損している部材を取替えて基礎を積み

#### (一) 治療期

油蔭廟完成後、順序よく東に解体を行つた。釘や金具を取り外す際は、パールを部材に直接当たらずに、当て木、漆板等をあてがいながら慎重に行い、古材表面を保護した。

直した。コンクリート基礎は、露屋が不同低下しないよう向拝柱基礎と一

体の布基礎とし、この上に基盤石をモルタルで積み付けていた。また、前後の布基礎から五輪塔下にコンクリート梁を掛け付けていた。

各廟とも基壇と正面石の破損している石柱を取替え、積み直しを行つた。雨落石はいつたん解体し、不陸調整を行ひ布囲りコンクリート地業を施して、モルタルで据直した。基礎石は、各廟とも不同沈下で修正したが、

神勝廟、吉慶廟、宗房廟、齊定廟はコンクリートまたはモルタル根巻補強、

景勝廟は解体してコンクリート地業を施し、モルタルで据直した。顯孝廟は上下段の縫石を一旦すべて解体し、砂地業を施して下段基盤石を据え直し、上段基盤石をモルタルで使用して据え直した。これらの他のうち、神勝廟と齊定廟及び顯孝廟は、破損した基盤石をモルタルで部取り替えた。さらに、各廟の向拝柱基礎は、蓋板コンクリート地業のうえ据直し、軒下はコンクリー

ト洗い出し仕上げ、蓋屋内部及び雨落外の玉石は清掃のうえ、敷き直しを行つた。

(3) 謙信廟 基盤石及び石段は、破損している石材を取替し積み直した。石根内側には、

積石の支持体を兼ねたコンクリート擁壁を打ちました。雨落石は、解体し、コンクリート地業を施して据え直し、軒下のコンクリート洗い出しは塗り替えた。木樋から石段までの参道と門から廟までの四段參道は、破損し

た。軒下は、基盤石雨落石据え付時に定めた水引配に従つて、雨落石内側にコンクリートを打ち、洗い出しどけとし、四隅部分には龜甲防止のため、目地を切つた。同様に門から正面雨落までの部分もコンクリート地業に改めた。

(4) 軒下及び門・雨落石据え付け (5) 向拝柱基礎と雨落石据え付け

軒下は、基盤石雨落石据え付時に定めた水引配に従つて、雨落石内側にコンクリートを打ち、洗い出しどけとし、四隅部分には龜甲防止のため、目地を切つた。同様に門から正面雨落までの部分もコンクリート地業に改めた。

(6) 基 壇

軒下は、基盤石雨落石据え付時に定めた水引配に従つて、雨落石内側にコンクリートを打ち、洗い出しどけとし、四隅部分には龜甲防止のため、目地を切つた。同様に門から正面雨落までの部分もコンクリート地業に改めた。

(7) 基盤石と雨落石の水引配を考慮して据え付決定し、モルタルで据え付めた。なお、宗房廟と吉慶廟は不同沈下を防ぐため、今回の工事で在来のモルタル地業からコンクリート地業に改めた。

(8) 基盤石と雨落石を除く各廟の向拝柱基礎は、いつたん解体して、蓋板コンクリート地業を施し、鉄筋より求めた龜甲天端の高さと軒下叩きの水引配を考慮して据え付決定し、モルタルで据え付めた。なお、宗房廟と吉慶廟は不同沈下を防ぐため、今回の工事で在来のモルタル地業からコンクリート地業に改めた。

(9) 基盤石と雨落石を除く各廟の向拝柱基礎は、いつたん解体して、蓋板コンクリート地業を施し、鉄筋より求めた龜甲天端の高さと軒下叩きの水引配を考慮して据え付決定し、モルタルで据え付めた。なお、宗房廟と吉慶廟は不同沈下を防ぐため、今回の工事で在来のモルタル地業からコンクリート地業に改めた。

(10) 基盤石と雨落石を除く各廟の向拝柱基礎は、いつたん解体して、蓋板コンクリート地業を施し、鉄筋より求めた龜甲天端の高さと軒下叩きの水引配を考慮して据え付決定し、モルタルで据え付めた。なお、宗房廟と吉慶廟は不同沈下を防ぐため、今回の工事で在来のモルタル地業からコンクリート地業に改めた。

(11) 基盤石・雨落石据え直し

据え直しを行つた基盤石と雨落石は、位置番号及び方位を見え離れて記し記録し

て、据り起しし一日保管した。地業完了後、実測値をもとに沈下や移動の少ない石を基準に隙間を修正した据え直し高さを定めた。遺跡實に露出したこの高さと通り真をもとにして基準の水引を張り、位相を定めて、在来の間口、順序にモルタルで据え付めた。補足した石材は同質の高島石とし、在來の仕上に做つて加工した。

(12) 基盤石と雨落石を除く各廟の向拝柱基礎は、いつたん解体して、蓋板コンクリート地業を施し、鉄筋より求めた龜甲天端の高さと軒下叩きの水引配を考慮して据え付決定し、モルタルで据え付めた。なお、宗房廟と吉慶廟は不同沈下を防ぐため、今回の工事で在来のモルタル地業からコンクリート地業に改めた。

(13) 基盤石

軒下は、基盤石雨落石据え付時に定めた水引配に従つて、雨落石内側にコンクリートを打ち、洗い出しどけとし、四隅部分には龜甲防止のため、目地を切つた。同様に門から正面雨落までの部分もコンクリート地業に改めた。

(14) 基盤石と雨落石を除く各廟の向拝柱基礎は、いつたん解体して、蓋板コンクリート地業を施し、鉄筋より求めた龜甲天端の高さと軒下叩きの水引配を考慮して据え付決定し、モルタルで据え付めた。なお、宗房廟と吉慶廟は不同沈下を防ぐため、今回の工事で在来のモルタル地業からコンクリート地業に改めた。

(15) 基盤石と雨落石を除く各廟の向拝柱基礎は、いつたん解体して、蓋板コンクリート地業を施し、鉄筋より求めた龜甲天端の高さと軒下叩きの水引配を考慮して据え付決定し、モルタルで据え付めた。なお、宗房廟と吉慶廟は不同沈下を防ぐため、今回の工事で在来のモルタル地業からコンクリート地業に改めた。

た石材を調査して据え直した。また、基盤上の砂利を敷き直し、基壇周囲に新たに耐震敷を行つた。なお、廟の支柱基礎は今回新たにコンクリート基礎とした。

(二) 地 業

栗 石 …… クラッシャラノ〇一〇ミリ又は径一二一五センチ内外

砂 利 …… 径五五二五ミリの砂利

セメント …… ポルトランドセメントJIS規格品

口、調 合

コンクリート …… 生コンクリート スランプ一八センチ (蒸発用)

現場練の場合は調合比一対二対六

モルタル …… 一対三

ハ、工 法

所定の深さ、大きさに根柢を施した後、栗石は小粒立てに敷き並べ、目

漬し砂利を八丸、クラッシャランは所定の厚さに敷均し、ランマ又は大

銷等で掩き始めた。コンクリートは、型枠を組立て後、十分混練して打

ち込み、適量な養生を施した。雨落石の下は、不同沈下しないようコンクリート基盤とし、景勝廟の基盤石と繋の接柱、治善廟以外の向拝柱基礎は独立コンクリート基礎とした。

裏側で止め、外から見えないように施工した。妻邊は、厚さ二〇ミリ、クラフターランゴー四〇ミリ、コンクリートはスランプ八センチ、F 2-N/皿鉄筋は、D-1-3-1@100ダブル配筋とし、その他の材料工法は地盤を準備した。

(六) 基礎石補修（謙信廟）

石の表面側が剥離により、薄くなった石材モルタル及びコンクリートで、厚みが標準車の二四〇ミリ以上になるよう補修した。積み石は、劣化した基側の部分を健全な面が出るまでは、つり取り、コンバーバル上に化粧面下にして置き、周囲に裂材を組み、モルタルはコンクリートを規定の厚さになるまで流し込みて養生した。このとき、型枠は、隙間のないように石の側面にしっかりと密着させ固定した。また、剥損した石材のうち、再用可能と判断されたものは、エボキシ系の石材接着剤を用いて接着し再用を図り、欠損箇所が目立つものは色合わせをしたモルタルで補修した。

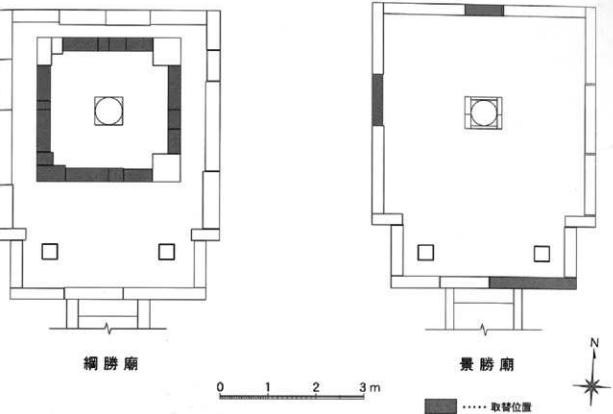
(七) 基壇（謙信廟）

石を厚くする石材は、高品質石として、大きさ、形状を原寸を取りしたうえで仕上げられると同様とした。積み方は、実測値をもとに原寸図を作成し、これをもとに目地幅を調整しながら位置と高さを適切に算出して定め、まず隅石三段を積み、次に中積み石をモルタルで据え付けた。積み石は、据え付けながら適宜、コンクリート練壁との間にモルタル（モルタル封砂）一対三に過り気を与え、積み込みよく一度に詰め込み、下段より順次積み上げた。

目地は、原則として目地としたが、石垣の変形を止めたため、やむを得ず空目地は、原則としてしたが、石垣の変形を止めたため、やむを得ず空いてしまった際にはモルタルを色合わせして詰めた。ただし、目地の仕上面は、目立たないように石の表面より一六ミリ程度引きあわせた。また、石材表面の

裏側で止め、外から見えないように施工した。妻邊は、厚さ二〇ミリ、クラフターランゴー四〇ミリ、コンクリートはスランプ八センチ、F 2-N/皿鉄

筋は、D-1-3-1@100ダブル配筋とし、その他の材料工法は地盤を準備した。



第8図 景勝廟・網勝廟石材取替図

汚れは、洗い落とし清掃した。

(二) 四半敷直し（謙信廟）

参道の四半敷は、基礎石と同様に着付を付く、諸脚充てて後一旦解体した。地業完了後、周囲の地盤に高さを合せて、不陸のないうちに空練モルタルで掘え付けた。据付は付通りの位置に石を置き、モルタルに良く馴染ませるように押しつけ、さらに所定の高さになるとモルタルチップハンマー等で石を叩き締めて密着させた。なお、目地は、砂目地とした。

(二) 玉石敷き替え

謙信廟を除く各廟所の雨落石外に敷設されている玉石敷きは、夾雜物を取り除き、水洗い清掃のうえ不足分径五—一〇センチの玉石で補足して、小端立てに敷き並べた。なお、玉石内部に玉石が散かっている場合も同様に施工した。

(三) 砂利敷直し（謙信廟）

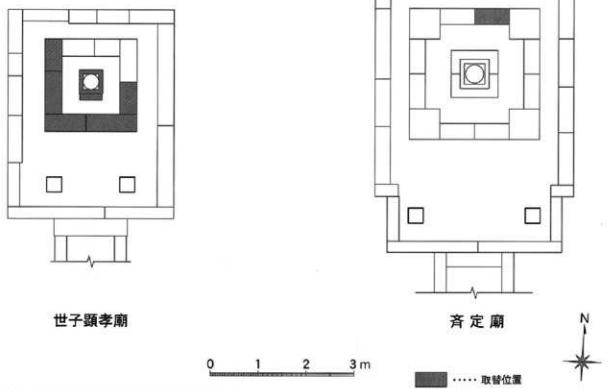
境内側の砂利は、工事前に一舗に集積しておき、工事完了後に交換物を取り除き、不足分を同様の砂利で補足して敷き直した。また、基礎の外にも水はけを考慮して新たに砂利敷を行った。

(四) 門柱礎石据え付け

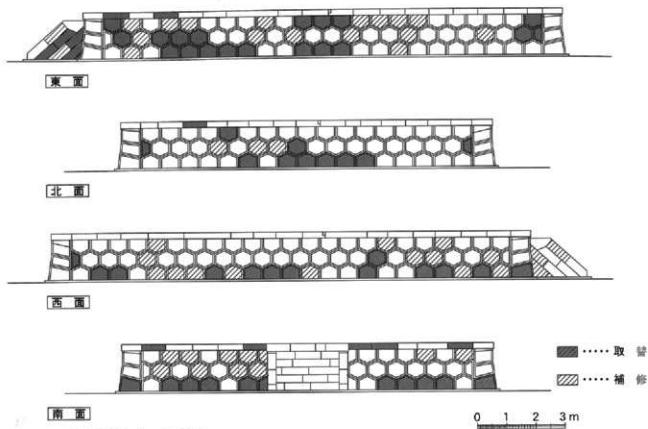
門柱礎石のうち、欠石又は著しく破損しておき、工事完了後に交換物を取り除いて、不足分を同様の砂利で補足して敷き直した。据え付けにはモルタルを用いた。

(五) 門柱柱・木橋・堀持柱基礎

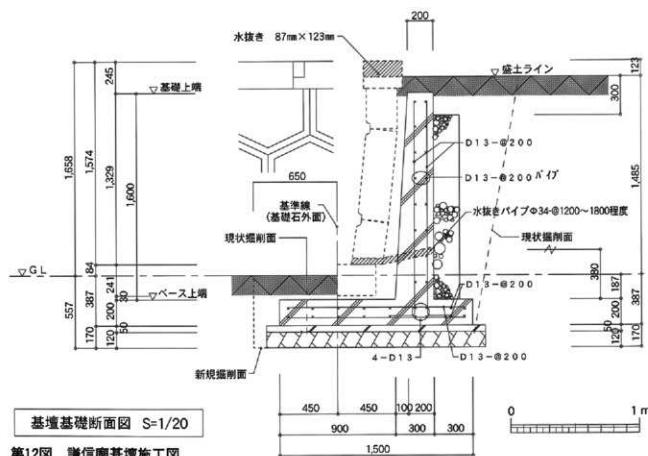
木橋及び謙信廟柱には新たに、コンクリート独立基礎を設け、柱と緊結するため、基礎コンクリート打設の際にはあらかじめアンカーボルト埋め込み、挖



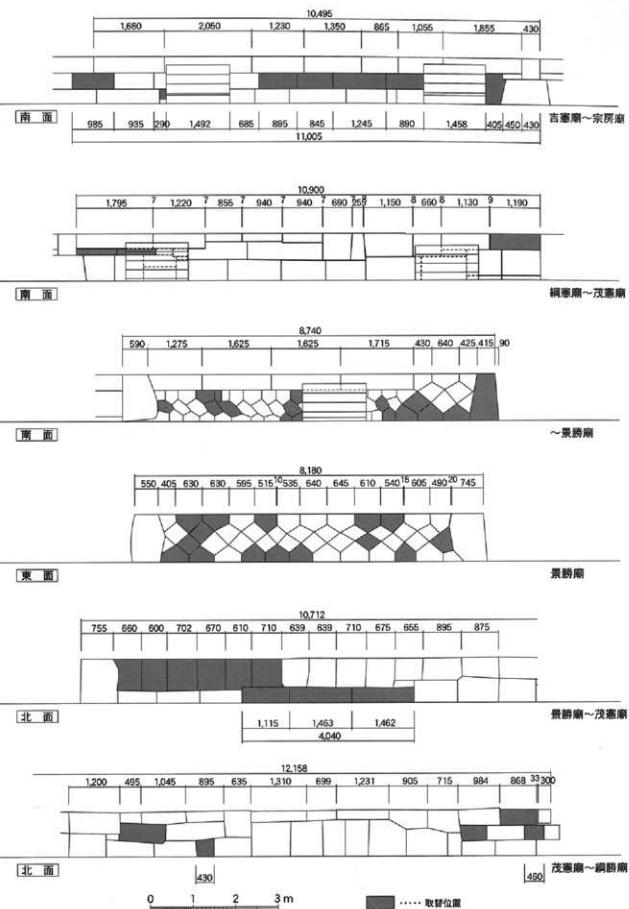
第9図 齊定廟・世子顯孝廟石材取替図



第11図 謙信廟基壇積石取替図



第12図 謙信廟基壇施工図



第10図 基壇積石取替図

が、腐食し柱根を破損させる原因となっていたのですべて取り替えた。

#### (一六) アンカーボルト埋込

木構の取り付く毛端石積は、土台を緊結するため石上端に一・二メートル間隔標準としてアンカーボルトを埋め込んだ。

#### (一七) 水封造形

基壇周囲と雨落石積間に造形を設けた。地杭は、杉丸太末口徑九七センチ、長さ一・五メートル以上の材を用いて地盤に打ち込み、杭頭はイスカに切削された。木質は、杉板厚一・五センチ、幅二二センチ程度の材を用い、上端を鉤振りのうえ基礎に釘打ちした。造形には、建物の位置及び水平の基準を明確に表示し、係員が確認した。

#### (一八) 墓 地（謙信廟）

木築内の地盤は、基壇石積周辺六〇センチの範囲から木築に向かって水勾配を取りよう整地を行った。

#### (一九) 墓戸、烈士専分

各石棺付後、墓土を含めて地表面及び雨落石積は、よく掻き固めた。不用残土は、法規に従い適切に廻分した。

#### (二〇) 墓室修復工事（謙信廟）

##### (一) 地下遺物調査（別室等）

基壇、基礎石、雨落石の解体事終了後、地表面から發掘し、墓室地盤内の状態、また前述遺物の遺構などについて、関係機関の承認を得て、調査を行った。

##### (二) 調査完了後敷地内を整地、清掃した。

#### (二一) 概 要

地下遺物調査終了後、墓坑に棺桶を埋め直した。また、墓坑の補強のために高石の切石を蓋替わりに敷いた。

#### 七木工事

化粧材では、主に土台、床板、壁板、天井板、枕縫、軒廻り材の取り替え、修理を行い、野物材では床組、野地板、野垂木、小屋組の取り替え、補修を行った。

特に、土台は破損が著しく景勝廟を除き、すべて取り替えた。この外に方形の治憲廟、齊定廟、顯教廟は露盤を新調し、伏鉢を補修した。入母屋の宗廟廟、吉應廟、御勝廟、景勝廟は板の取り替え、補修を行い、宗廟廟の欠失した正面懸魚板と景勝廟の背面懸魚板を新調し、景勝廟の懸魚板は定期的に做って作成した。また、治憲廟と顯教廟は小屋組の補強を行った。

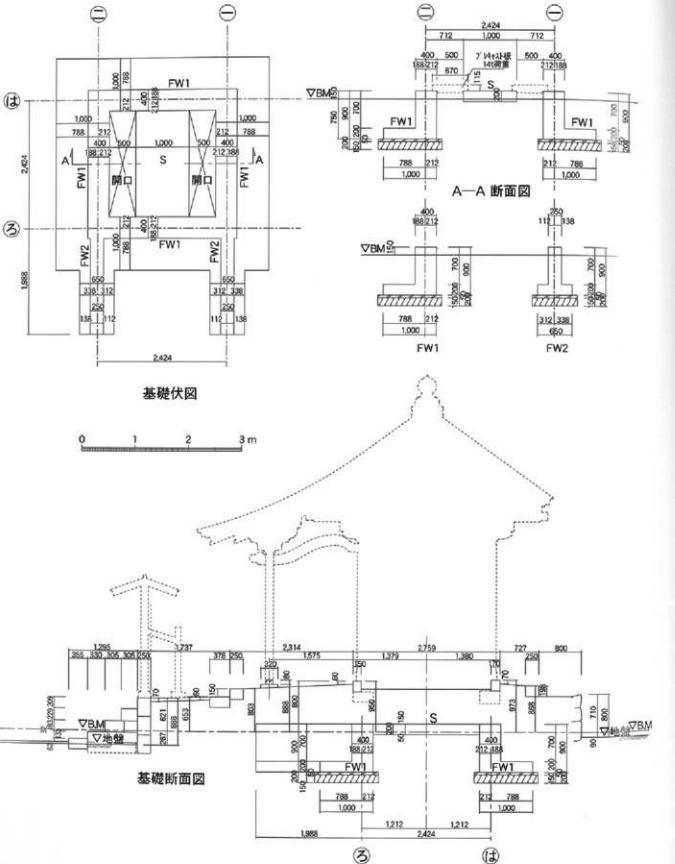
#### (二二) 揽 屋

##### (一) 概 要

謙信廟、景勝廟を除く工事で行った。このうち、治憲廟は、墓室修復工事を行うために桁から上を持揚げて、下の軸を下すべて解体し、その他の廟は必ずしも檼板を解体し、土台から上をいったん持ち揚げて、土台を撤去し、基礎工事を行った。各廟とも基礎工事完了後、解体した部材を順次組み上げ、旧位置に降ろした。

##### (二) 揽げ方

各支撑工事の要所、両面並びにジャッキを配置して、各柱筋を順次持ち立てる。



第13図 治憲廟基壇施工図

掲げたが、その際に亜を生じないよう各面を依次に掲げ、常に水平を保つように注意した。順次サンダル材を井桁に組み上げ、シャチモチ替えた。

持ち揚げる高さは、治慈廟は三〇センチ以上、宗房廟は約六〇センチとし、

その他の廟は九〇センチとし、水管及び鉄鋼パイプサボット等で支持し、

修復工事に支障がないよう、土台、壁體、板、柱等を解体した。持ち揚

げ期間中には分量生と補強を行った。

#### ハ、隠し方

当初材は、着米の保存に支障のない限りとめて再用した。

#### 外した

各柱真通り・垂直等を確認の上、監督員の承認を得て支持を取り

#### 降した

木部補修・組立作業完了後、掲げ方の逆の手順で旧位置に

#### 修理中には分量生と補強を行った。

#### (三) 再用材

当初材は、着米の保存に支障のない限りとめて再用した。

#### (四) 取替材

原木・破損者しい事由により取替材は新材にして材は、原則として旧木と同品位以上とし、田形・旧工法を踏襲した。化粧材のうち、特に板類は十分乾燥したものとした。

#### (五) 鉄材

鉄材は、在来木を倣うことを原則とし、見え隠れで使用する釘・金物は、JIS規格品を使用した。規格外のものはその都度作成した。構造上追加する接合材には、ボルト・ナットおよびジベル等の補強金物を使用した。

#### (六) 繕い

不用の木及び生口の見え隠れ部、腐朽部等は原木・鋸木等により繕いを行った。  
繕い

接着剤は、合成樹脂を用いた。構造的強度を要する箇所は、エポキシ系として、油漆のしない箇所の埋木・矧木はポンドを用いた。この場合、必見見隠れに釘止めを行った。

#### (八) 古色塗

調査の上、着米材と同様の仕上とした。

#### (九) 塗装

取替材又は補修材は、周囲の部材と色調の調和がとれるよう古色塗りを行った。

#### (一〇) 木部防腐・防蟻処理

塗装前に必ず板見本によつて色々色合せを行い、材種、場所に合わせて数種類の色を作成し、主任技術者の承認を得て実施した。

#### (一一) 著色印押

取替材又は補修材には、すべて見た隠れ部分に修理年号を刻した烙印を押した。

#### (一二) 木部防腐・防蟻処理

油漆の上、見隠れ部分に修理年号を刻した烙印を押した。

#### (一三) 著色剤

油漆又は補修材は、周囲の部材と色調の調和がとれるよう古色塗りを行つた。

#### (一四) 木部防腐・防蟻処理

油漆の上、見隠れ部分に修理年号を刻した烙印を押した。

#### (一五) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (一六) 豊國廟・崇福廟・キシラモンテン

豊國廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (一七) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (一八) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (一九) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (二〇) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (二一) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (二二) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (二三) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (二四) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (二五) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (二六) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (二七) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (二八) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (二九) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (三十) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (三一) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (三二) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (三三) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (三四) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (三五) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

#### (三六) 吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

吉慶廟・崇福廟・キシラモンテン

#### (三七) 野物部アリアンス

野物部アリアンス

第15図 謙信廟木部取替指示図

0 1 2 3 m ■柱・貫取替位置

## 八 工 法

塗布、吹付等の場所等それらの要求度に応じて行った。

塗布、吹付の場合は二回以上とした。塗布吹付は一回の量、平方メートル(木材面積)当たり二〇〇ミリリットル以上を刷毛、又は吹风机により処理した。

### (一) 組 立

解体の逆順で土台から順次輪部より組み上げたが、基幹寸法の要点となる箇所

(当初の石口等)は、切削を行わぬよう十分に注意した。

### (二) 補 强

#### ① 施工期

陸梁と真東仕口部分が雨漏りのため鏽打し、このうち土木となる隣行(南北・北西)の陸梁が中央部分で完全滅失していた。小屋組を解体しなければ取り替事ができないため、今回の修理では、この梁の上に幅一四センチ、幅一八センチの補強材をボルトで縫い合わせて補強した。東梁は、腐食していざ下部を切削してこの補強材の上から建つようにし、金物で緊結した。

#### ② 施工期

真東とこれを受ける南北方向の二重梁が腐食していたため、取り替えた。さらに、この二重梁は間隔が小さく、構造的不十分と認められたので、幅一七センチ、幅一八センチの抜梁を組みあわせてボルトで縫合し、これと直角に陸梁上に枕四個を置き、補強して、重梁と背腹となるよう二一センチ角の補強材一本を真東を挿入して釘打し、枕木及び陸梁とボルトで緊結した。

### （二）土居葺（けら葺）

（一）概 要  
各廟の屋根は在来に倣い土居葺を行った上に、アスファルトルーフィングとアスファルトルーフエルモを重ね張りし鋼板「文字葺」とした。露頭廟の屋根はガラス板葺、門の屋根は銅板葺、文字葺を行つた。

### (二) 土居葺（けら葺）

竹 斧 …… 乾付用 四一五センチ、平蓋用三、六センチ、密被したもの  
葦 板 …… 杉赤身材、幅一センチ上、厚〇、二センチ、長さ二四セン  
チ、手側板

口 工 法  
平蓋は、裏始め一通り四、二センチ足、以下四、一センチ足で葺き上り、竹釘は二足毎に二一、五センチ明きに前後二通り打ちとした。葺き上げ後、防腐処理をして全面にギシラモニ二回塗りとした。

（三）銅板葺及び鉄板葺  
竹 斧 …… 乾付用 四一五センチ、平蓋用三、六センチ、密被したもの  
アスファルトルーフィング …… 一二キロ  
鋼 板 …… 厚さ〇、三五ミリ、定尺庄延、両面磨板（三宝寺御製）、四  
寸切り

釘 子 …… 銅釘、長さ二一、四センチ 一四番  
石 灰 …… 消石灰  
その他 …… 洋釘、貫伏せ用寒冷紗

### (三) 調 合

標準調合比は下記によつた。  
荒壁土 …… 粘土一立方に対し糞スサ一〇キロ前後、使用前三箇月以上水練りして寝かせたもの、途中数回切り返し、糞スサを入れ練り合せた。糞スサは、練り合せ前に蒸し湯（柔らかくしたものを用いた）

ス サ …… 荒藍用糞スサは打糞三一九センチに切削したものの、中塗用

は糞スサ

の り …… 角又又は鶴谷草

石 灰 …… 消石灰

水練り …… 水練りして寝かせたもの、途中数回切り返し、糞スサを入れ練り合せた。糞スサは、練り合せ前に蒸し湯（柔らかくしたものを用いた）

### (四) 工 法

中 壁 土 …… 粘土一立方に対し糞スサ一〇キロ前後、使用前三箇月以上水練りして寝かせたもの、途中数回切り返し、糞スサを入れ練り合せた。糞スサは、練り合せ前に蒸し湯（柔らかくしたものを用いた）。小舞は閑間三センチ程度に旧間に倣い、縦横に小舞

ル前後、糞スサ一五キロ

上蓋漆喰 …… 石灰一〇キロ、晒しスサ一、三キロ、角又一キロ

水練り …… 閑間三センチ程度に旧間に倣い、縦横に小舞

組で千鳥に搔み付けた。

小 舞 …… 乾（三年生以上の秋伐り材、又は割竹

小 舞 繩 …… � 往八リ内外の機械繩

荒 壁 土 …… 表面特のない良質粘土

中 壁 土 …… 荒壁土で五ミリ隙を通過する程度のもの

砂 …… 荒白膠の川砂

班直し……更にが十分乾いた後に行った。貴材の上に美空砂を張り、

貫伏せを行った。敷り通りには、布達を行ひ、敷り漆喰を用いて塗られた。

中途……班直し乾燥後、中塗土を薄手の織で十分押しつけ、不陸のないうよう吊り上げた。

運営上塗……上塗は、指定の厚みに上塗用漆喰を用い、不陸のないよう塗りつけ、班・散り切れ等のないように金網でよく仕上げた。

(五) 特記事項

貴材土は、旧様土と新土を混合させて使用した。新土は、廻所北側の土を採取して二箇以上十分複かせた。この期間は、単に水を張って放置しておくだけでも、定期的に取り返しを施して練り合わせた。左官材料の練習は、常に乾燥状態にしておき、練り立て後の乾燥は自然な状態とし、シート覆い又は蓮蓬等による初期乾燥予防の措置を講じた。また、寒冷時の施工は、遅けて施工画面を立てた。

## 一〇 雜工事

### (一) 建具補修

貴材土は、旧様土と新土を混合させて使用した。新土は、廻所北側の土を採取して二箇以上十分複かせた。この期間は、単に水を張って放置しておくだけでも、定期的に取り返しを施して練り合わせた。左官材料の練習は、常に乾燥状態にしておき、練り立て後の乾燥は自然な状態とし、シート覆い又は蓮蓬等による初期乾燥予防の措置を講じた。また、寒冷時の施工は、遅けて施工画面を立てた。

### (二) 檻蓋木板包

木柵の笠木をカラーフレットで包み込んだ。

イ、材 料 カラーフレット  
釘 …… 鉄釘

ロ、工 法 蓋手にはせ掛け、吊子止めとした。

### (三) 謙信廟木構修理

雪害による破損した正面を除く両侧面、背面の木柵を修理した。(ただし、仮設工事で解体出した西面背面寄りハーメートルは除く) 撥は解体番付を附し、いつなん解体した。基礎石は、すべて再用したが、コンクリート地盤を築いたに於て不陸を調整し、モルタルで密着した。木部は、腐朽している土台・柱・横折している笠木等を基本に做つて作製取替えた。土台・柱・貫・笠木は、杉材、支柱・貫は櫻材を用い、地盤は、二メートル間隔でステンレス筋のケミカルアシカートで基礎石と緊結、笠木はカラーフレット包を施した。柱柱は柱本每とし、内外交互に設けた。また、東西面に管理用の出入口木戸(施錠用)を設けた。

(四) 納骨廟金具新調

土台構の鋼製金具は、破損した在来の金具をもとに原寸図を作成し、監督員の承諾を得て製作した。仕上は、黒津焼付塗装仕上とし、鉄釘も同様に新調した。

承諾を得て決定した。

### (二) 石斧補修・掘直し

治癒廟と謙信廟を除く、露屋内部の五輪塔は、建物解体や揚屋に当たって破損しないよう毛筆等で養生を施し、揚屋完了後一旦解体して、礎石下に山砂、銅石を敷込み頃きを正し、地盤から空隙まで各石毎に上端の水平を取りながら順次組み上げた。治癒廟は、工事に先立ち、建物内部に三つ又を組み養生を施した石材をエーンソーフクで一個ずつ吊り上げて正面開口から搬出し、別に設けた仮安置所(仮設工事参考)に仮置きした。掘直しは、新たに打設したコンクリート基礎上に据え直した。さらに、斎定廟は、地盤下の基礎石(側のうち)破損した個々石材用エーンソーフクで接着した。また、治癒廟、斎定廟、謙信廟の梵字は、クリーニング後、剥離の程度により補繡又は塗直した。(治癒廟、斎定廟は青色、謙信廟は墨塗)

### (三) 門・木構補修

解体した門・木構は、破損部分を補修し、解体番付に従い元通り組み立てる。このうち、斎定廟と謙信廟は、施工年度である平成三年度に復旧したが、治療廟は青色、謙信廟は墨塗)

### (四) 木構補修

解体した門・木構は、破損部分を補修し、解体番付に従い元通り組み立てる。羽子板ボルトで足下を緊結した。また、地盤には、二メートル間隔にステンレス製のケミカルアンカーを埋め込み、基礎上部積石と緊結した。

### (五) 木柵補修

取り付けには、木板を用い、金具で締や問みが生しないよう留意した。

### (七) 治癒廟木製複製品

調査によって確認された遺物のうち、墓誌、放珠、ガラス玉、水晶玉の複製品を作製した。製作は現場係員小屋で行った。

イ、木 構 …… 拡柱の間隔が不定であったため、強度と美観を考慮してこ

れを等間隔に整備し、新たにコンクリート基盤を設けて、

### (八) 複製遺物

ガラス玉、水晶玉、放珠等の複製品を作製した。

### (九) 複製金成樹脂

写真撮影……写真をもとに彩色を行うため、各遺物とも様々な方向か

ら詳細な彩色撮影を行った。

### (十) 離型取り

まず、遺物に直接型取り用のシリコーンバーが融れないようになるため、銀箔を金具に貼つた。次に、墓誌の場合は内製してシリコーンバーを回り塗り直し、形状を防ぐため、絞り布(ガーゼ)を通り込んで硬化待ち、外型として合成樹脂を塗った。放珠、ガラス玉の場合、資料が少ないので、シリコーンバーだけで型を製作した。型は遺物を傷めないようにするため、二つに分かれるとより注意深く作製し、型を取り外した後、遺物を清掃して異常の有無を確認した。

成

彩 …… 墓誌の場合は、型に合成樹脂とガラスコロスを接着し、

二つの型を合せて硬化させた。数珠、ガラスコロス等の場

合は合成樹脂のみを用いて彫刻した。彫刻後、型

を取り外し、合わせ目や不適合箇所の修正、補修を行

な。

い仕上げた。

（八）立木伐採

西園廬所全面の立木（樺）は、七本すべてを伐採し、根もすべて除去して山砂

を用いて埋め戻した。伐採するときは、破損しないよう付近の石燈籠と參道敷石

に養生を施した。なお、拔根作業に併せて米沢市教育委員会係官による発掘調査

を行った。

（九）青瓦剥離前石灯籠搬廻し

青瓦より傾いた石灯籠2基（平成二年自費修理で据え直さなかつもの）

を据え直した。三つ又多組み、チャーンブロックを用いて、上部から順に丁寧

に解体した。各部材は、破損しないよう毛布等を用いて養生を施した。所定の深

さに根切りを施し、筋筋コンクリート基礎を打設して、モルタルで基礎石を水平

に接着付け、傾きに注意しながら順次、垂直に組み上げた。

色彩材料の選定に万全を期した。

年による色彩の退色が起こらないよう使用する合成樹脂、

料、岩絵具等を用いて实物同様の質感、色合いを再現し

た。

遺物の取り扱いは、慎重に行い、複製品については、経

年による色彩の退色が起こらないよう使用する合成樹脂、

料、岩絵具等を用いて实物同様の質感、色合いを再現し

た。

い仕上げた。

（一〇）修繕板

工事完了後、工事の種別及び年月日を鋼板（右二、五センチ×長一八センチ×

厚〇、二五センチ）に陰刻し、各建物の内部南西隅柱に附けた。

（一一）跡付・清掃

諸工事完了後、假面物を解体撤去し、工事場内を跡付・清掃した。

## 第三章 発掘調査

### 一、墓所の周辺調査

#### 一 調査の概要

中央地内を対象とした発掘調査は、墓所基壇の変容と墓殿の状況、排水溝設の確認、石塔基礎の状況、空堀の状況と遮断確認を目的に実施したものである。調査は、測量調査から開始し、測量終了後に外部施設となる電線と内部施設の墓所周辺を大別して発掘調査を行った。調査の手法は、トレンチ法を採用したが、市道を開闢する民家等の構造的な要素を断続的に開拓する方法で行い、昭和六年の一次調査が、昭和六年の「トレンチ」、そして平成三年の三次調査の三箇年には「トレンチによる調査」、そして平成三年の三次調査の三箇年には「トレンチによる調査」である。トレンチによる調査箇所は、文化一四（一八一七年）の御廟所絵（法華寺蔵）を参考にして設定したので、二メートル幅を基本に六箇所を配置した。最終的な調査面積は、三二四平方メートルである。

その後、廬所西側參道に積込まれた松木の影響で敷石部分崩壊と立木が倒伏するなどの弊害が生じたとの伐採と抜根、參道敷石の積替などを計画することとなつた。当該箇所は、西側廬所の洋芋が存在した範囲に含まれることなどが

らであることを考へ、事前調査を行つた。調査は、西側參道の間でトレンチを設定し、抜根と行ながら西側參道として、平成一〇年に実施した。以下、調査期間、

調査主体・調査箇所は、下記のとおりである。

（一）第一次調査  
調査期間 昭和六年七月二六日～九日・九月一日・九月一七日

・調査面積 K-L-Nトレンチ（四箇所）  
・調査面積 九〇〇平方メートル

（二）第二次調査  
調査期間 昭和六年七月二六日～九日・九月一日・九月一七日

・調査面積 A-Lトレンチ（二〇箇所）  
・調査面積 二二〇平方メートル

（三）第三次調査  
調査期間 平成三年一〇月二十一日～三日

・調査面積 O-Pトレンチ（二箇所）  
・調査面積 九〇〇平方メートル

（四）第四次調査  
調査期間 平成一〇年一月二十四日～同年一二月二二日

・調査面積 A-Gトレンチ（七箇所）  
・調査面積 九〇〇平方メートル

（五）調査体制  
・調査監督 安部敏夫（昭和六年・桜井三男・昭和六年）

・小川 黒（平成三年）・小杉 基（平成一〇年）

・調査担当 手塚 孝

・調査主任 翁地政信・金子正廣（昭和六一・六三年）・翁地政信（平成三年）

（一）検出された塹構

塹構は、空堀を中心とする外部施設と橋を境にした上杉家墓所内部施設に大別される。ここでは、調査で検出・確認した塹構の実事関係を現状と比較して述べてみることとする。

（二）空堀〔第一六一—二四、第一四版〕

空堀は、現在の状況からすると東側以外は南の一部、西側の約半分を残す外は、後世の埋め立てによって道路や墓地となつてゐる。

調査は、当時の形態と範囲を確認するために西南南北に各二箇所のトレンチを配して行った。各トレンチと後世の埋め立てや自然崩壊の影響等よく崩れている箇所もあるて、明確にできない所も存在したが、基本的な形の形態は箱型を示すものと判断した。塹構は、南北に真堀があり、北と西の掘幅が狭かになく構造するといった特徴を示していた。さらに、西北端と北空堀の内部には、粘土と川原石を用いた修復を施した痕跡が認められている。

各トレンチの発掘調査の状況は、次のとおりである。

（一）南空堀〔第二〇圖、第一四版〕

南空堀は、墓所の門を境に東側と西側とに分けられる。西側部は上杉家墓所の駐車場と法事寺の墓地として既に整備され、堀の実跡を確認することはできないが、東側部に関しては、幸して当時の面影を残している。確認される東側部は約四〇メートルあるが、内部に設置された公衆便所の影響による土砂の流入で全体的に漫くなっている。確認調査は、現存する東側にM、N二本のトレンチを配して調査を実施したこところ、堀の幅はMトレンチで三〇八—三、一五

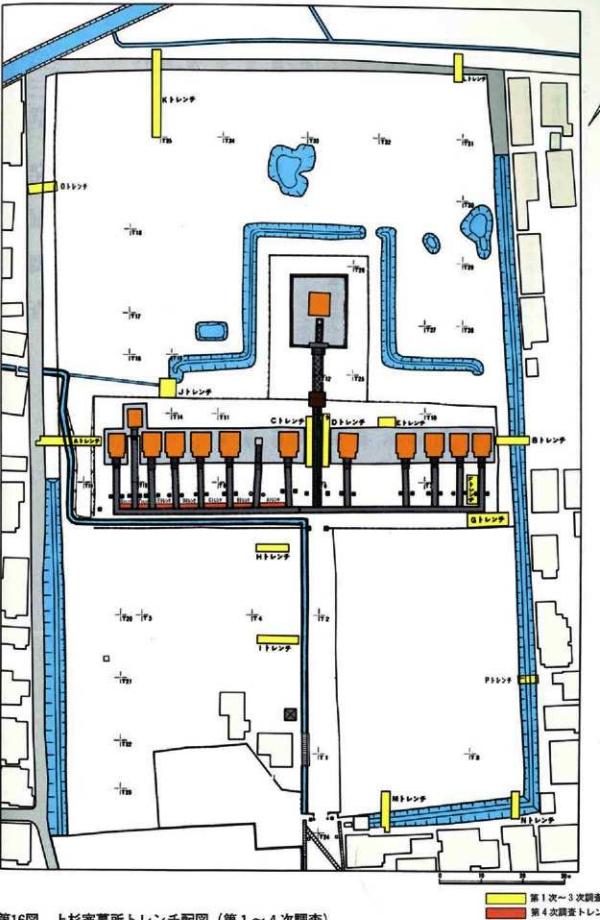
（二）北空堀〔第八四、第一四版、第一四版〕

北空堀は、現況でその痕跡を確認することはできない。大半が埋め戻されて市道として機能している。調査は、北空堀の東西にK、L、Nのトレンチを配して調査を実施した。確認された堀は、箱型と修復後に研磨場に改修した跡を示している。当初の箱型は、Kトレンチで幅三八二—三、九一メートル、深さ一、一八メートル。Lトレンチが幅三三五—三、五一メートル、深さ一、一九メートル。Nトレンチが幅三一三メートルと東側が狭く、西側に行くにつれてなく構築されている。深さは、一、一メートル前後と一定している。

一方、修復後の堀は、版築工法を施して研磨場に改修したものであり、第一八九四图に示したM—八の土層を堀の底面と側面に貼り付けてある。

（三）東空堀〔第一四、第二四、第一四版〕

東空堀は、粘土とシルト層と有利や弊害を加えたので、幅や九七センチ〔二〕部分を縮小し、深さ三〇七センチ〔一尺〕程度浅くしている。さらに、Kトレンチ北側の落込みや急崖の斜面も認められている。確認された堀跡を現在の道路上に書き換えれば、道路敷の三分の二以上を占めることになる。



第16図 上杉家墓所トレンチ配図（第1～4次調査）

**<Kトレンチ断面>**  
 ■修復後断面 (推定寛政年間) —

- No. 1 暗黄褐色シルト層 (小穂を多量に混入する)
- No. 2 暗黄褐色粘質シルト層 (小穂を部分的に含む)
- No. 3 暗黄褐色粘質シルト層
- No. 4 黄茶褐色粘質シルト層
- No. 5 黄茶褐色粘質シルト層 (小穂を多量に含む)
- No. 6 暗黄茶褐色粘土層 (導水の糸を少量含む)
- No. 7 暗黄褐色土層 (暗黄褐色粘質シルト層を多く含む)
- No. 8 暗黄褐色粘質シルト層 (黄褐色シルトを含む)

〈西壁セクション図〉

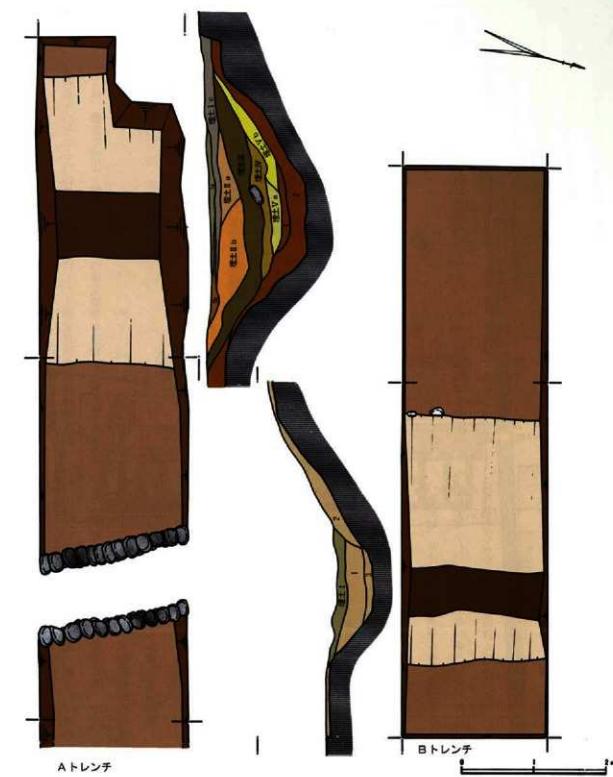
**<Kトレンチ草部>**  
 ■修復後断面 (推定寛政年間) —

- No. 1 暗茶褐色シルト層 (導水の糸及び小穂を多量に含む)
- No. 2 暗茶褐色粘質シルト層 (小穂を部分的に含む)
- No. 3 明褐色シルト層 (小穂を部分的に含む)
- No. 4 明褐色シルト層 (導水の糸を部分的に含む)
- No. 5 暗茶褐色粘質シルト層 (小穂を部分的に含む)
- No. 6 明黄色茶褐色粘土層

**<Kトレンチ泥炭部>**  
 ■修復後断面 (推定寛政年間) —

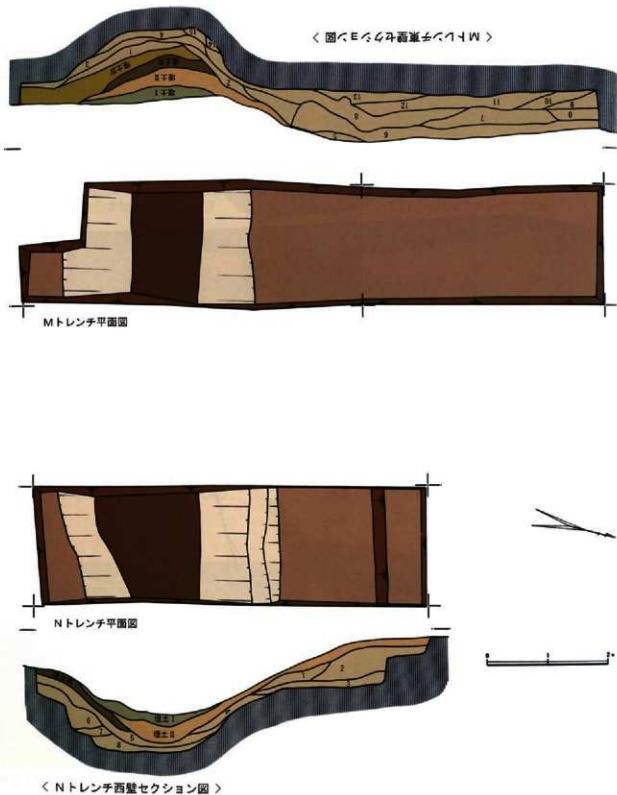
- a 暗茶褐色シルト層 (多量の小円礫を含む)
- 箇標記の埋土層第層—
- No. 1 明褐色粘質シルト層 (微細の糸を多量に含む)
- No. 2 明褐色シルト層 (糸の糸を多量に含む)
- No. 3 暗茶褐色シルト層 (糸を多量に含む)
- No. 4 茶褐色砂利層 (黄色シルト及び明褐色シルトを含む混合土層)
- No. 5 暗茶褐色シルト層 (明褐色粘質シルト及び暗茶褐色シルトと糸の糸を部分的に含む)
- No. 6 黑褐色シルト層 (明褐色粘質シルト及び木頭粒をシモシリ状に含む)
- No. 7 明褐色粘質シルト層 (明褐色粘質シルト及び黑褐色シルトと糸の糸を部分的に含む)

〈東壁セクション図〉



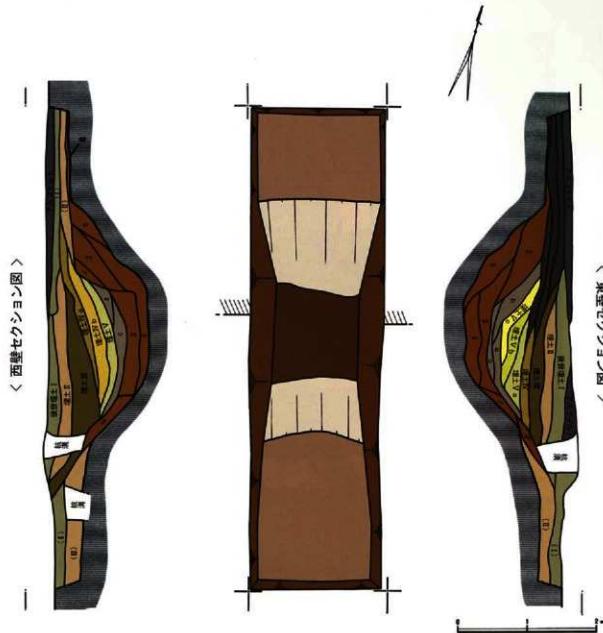
第17図 上杉家墓所A・Bトレンチ平面図

第18図 上杉家墓所Kトレンチ平面図



第20図 上杉家墓所M・Nトレンチ平面図

- 65 -



#### 一修復後の自然堆積層—

- a 明暗褐色泥炭層（小礫を少量含む）
- b 明褐色シルト層（多量の砂礫を含む）
- c 暗褐色シルト層（多量の小礫を含む）

#### 一後世埋土（西壁）—

- No. I アスファルトが混入する砂利層
- No. II 砂土層
- No. III 砂利層
- No. IV 部石と砂利層
- No. V 砂利層

#### くLトレンチ両壁>

- 修復版築層（推定寛政年間）—
- No. 1 暗茶褐色シルト層（小礫を多量に含む）
- No. 2 暗褐色シルト層（小礫を部分的に含む）
- No. 3 暗茶褐色シルト層（拳大の塊及び小礫を多量に混入する）
- No. 4 明暗褐色シルト層（小礫を多量に含む）
- No. 5 暗黒茶褐色シルト層
- No. 6 明暗褐色シルト層（拳大の塊を少量含む）
- No. 7 暗茶褐色シルト層（小礫を含む）
- No. 8 『箱堀前』の埋土』暗茶褐色シルト層（多量の小礫を含む）

第19図 上杉家墓所Lトレンチ平面図

- 64 -



▲L トレンチ北空堀東壁セクション状況



▲A トレンチ西空堀南壁セクション状況



▲M トレンチ南空堀東壁セクション状況



▲B トレンチ東空堀完堀状況

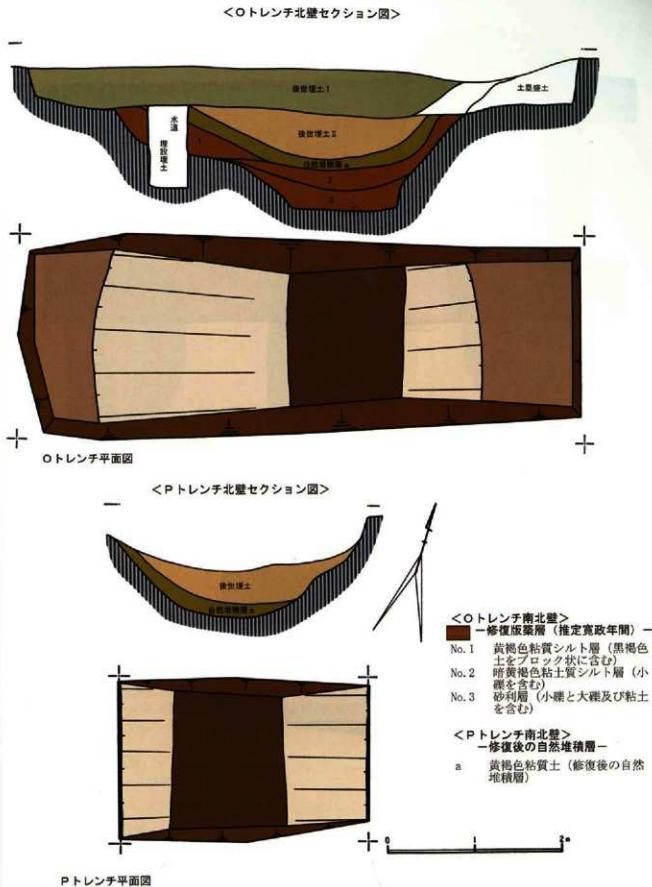


▲N トレンチ南空堀東壁セクション状況

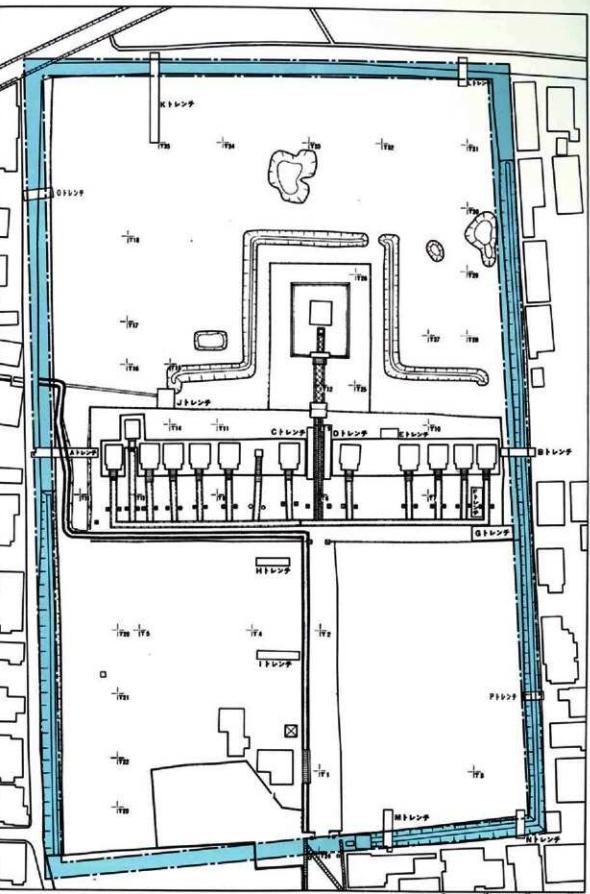


▲K トレンチ北空堀東壁セクション状況

第1図版 上杉墓所空堀確認調査（第1～3次調査）



第21図 上杉家墓所O・Pトレンチ平面図



第22図 上杉家墓所空塙想定図



手の一本を設定して行った結果、概ね三メートル前後の範囲の形態を示す。Bト

レンチでの堀幅は、三・三・三、四メートル、深さ六五・七一センチである。Pトレンチが幅二・九・一、九五メートル、深さ一・九・一、四メートルと北側が僅かに広く、南に行くにつれて狭くなる一方、深さは逆に南側が深く北側が浅いといった傾向を見られた。ただし、レベル上ではほぼ一定していることから、

当時の水準水位を意図したものといえる。

#### ・西空堀第一七圖・第二二圖・第一四圖版

西空堀は、南側に堀の痕跡が確認される外は、開拓する道路と並行して埋めら

れている。また、僅かに残る南側開拓しても通学道筋としての危険性の理由から埋められている。調査は、既に埋められた堀の確認をするために、北側にA・O

二箇所のトレチを配して行った。空堀は、北空堀と同様に初期の構造を改修している。ただし、北空堀では築堤に改修しているのに対し、西空堀は築堤に仕上げであった。初期の堀幅は、A・トレチで幅三・九・三、九二メートル、深さ一・九・一、一メートル。O・トレチで幅四・一四・五メートル、深さ一・二五・一・三メートルと確認された堀の中では最も幅があり、深いことが分かった。恐らく水堀だった堀としては、幅二間半(約5.5メートル)、深さ四尺(1.2メートル)をもつと推測される。

修復後の空堀は、幅で約四五・一〇三センチ短く、深さも三五・一五五センチほど浅くなっている。基本的には北堀と同様の幅で九〇センチ(3尺)部分を縮小させて二間(2尺)の長さにしたものと推測される。

#### ・空堀の復元(第三四)

森掘調査で確認された成果を簡単に要約すれば、南堀と東堀の幅が二・九

三・六メートルの範囲で検出され、北堀と西堀が三・三五・四、五メートルとなり、北と西の堀幅が確かに広いといった特徴を示している。この数字を基に推測すれば、北堀と南堀は二間(2尺)、南堀と東堀は一間半(九尺)を前提に構築したことが想定される。深さは最も浅い東堀で六五センチ(最も深い西堀で一・三メートル)であるが、平均的には一・二メートル前後となり、四尺を基準にしてい可能性がある。

一方、北堀と西堀で検出された粘土埴瓦による修復痕跡は、文化四年の上杉御廟所絵図に記載されている「覺森城中堀御再興之施」(吉田町家々温氣深及し或候故同之上空堀相成候)の記述に符号する。つまり、当初の水堀を寛政年中に部分修復し幅一間半、深さ三尺の空堀(裏堀)に改修したことを示すものである。さらに、各トレチ調査の成果を基に当時の堀を復元したのが第三三四図で、南北一七メートル、北堀で一四メートル、東堀が一八〇メートル、西堀が一九〇メートルといった配慮が想定される。これによると、北堀は現存する道路の三分の二にあたり、西側の道路も南側から西端を斜めに構断するように堀が存在していたことが分かる。

#### (二) 土 壁 第一七圖版

土壁は、堀の内側に僅に残在し、三八・九〇センチの高さを二メートル前後の幅で確認した。最も明瞭に確認されたのがMトレチとKトレチで、絵図で示す馬走りに相当するものとみられる。ただし、絵図の中で土手と示されている空堀の外部空間に構しては、明確にできなかつた。

(三) 基壇「第三三四・第一四四・第二一五四版」

基壇は、藩祖信綱の参道を境に、左側に構成される。左側を構成する西側と右側に構成される。

基壇は、初代景勝廟から三代勝廟、五代吉應廟、七代宗房廟、九代治重廟まで

の五廟所を一括した基壇で構築するもので、東西の長が三九メートル、南北の幅は八、六メートルである。

右側（東基壇）は、二代定勝廟から四代綱憲廟、六代秀衡廟、八代重順廟、一

〇代治広廟の五廟所を一体とした基壇構築であり、東長が三九メートル、南北

幅が八、六メートルと同じ規格で構造されている点が目される。外に西端基壇

に付随する世子勘定廟、一代斎定廟に關しては、割愛する。史跡の基壇に用い

られた石材の多くは、幾枚岩の切石で地元の成島・甚・高畠石を使用している

が、九代治憲廟や、一代斎定、一〇代治広廟といった廟廟以降に海螺され

た廟所石材に關しては、何れも安山岩や玄武岩といった川原石（鬼面川巣）を利

用するのが特徴となる。

また、石材の中には、軽石石材も含まれており、景勝廟の青石隅材は、

明らかに、廟所に立てる参道に設置されていた石灯籠の基礎転用石材である。外

にも石灯籠の燈身を再利用した箇所が部分的にみられるが、一定期間間に基壇の改

修・修復が行なわれたことを示すものと考えられる。

調査は、家祖識廟の参道を境にして、左右基壇の急削に長さ二メートル、幅

一・二メートルのトレンチ、Dトレンチ及び定勝・綱憲廟の後方に長さ一メー

トル、幅四メートルの三本を配して引った。その結果、約一〇一五セント程掘

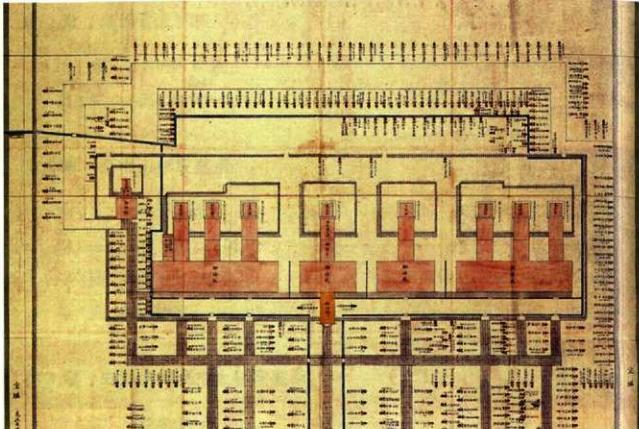
り下げた面に第四圖に示すような川原石を丹念に敷詰めた痕跡が認められた。

川原石の範囲は、景勝廟の基壇直下から東側に一・二・三五メートル、北側

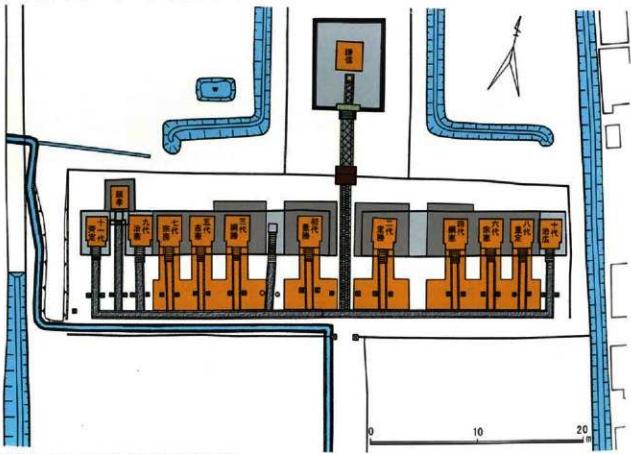


▲Mトレンチ内の土壘検出状況

第2図版 上杉家墓所土壘確認調査（第2次調査）



第3図版 文化14（1817）年「御廟所絵図」（法音寺蔵）



第23図 文化14年の上杉家墓所推定図

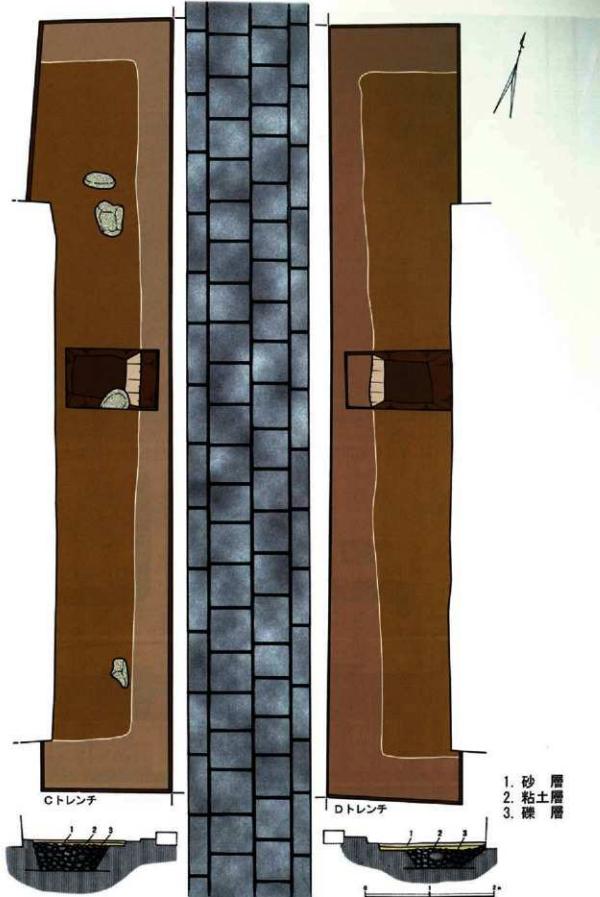


▲C、Dトレーニチ内の基壇下部根固石確認状況



▲Dトレーニチ内の基壇下部根固石確認状況（定勝廟）

第4図版 上杉家墓所基壇確認調査（第1次調査）



第24図 上杉家墓所C・Dトレーニチ平面図

に、二メートルの範囲で分布しており、定勝廟の西側と北側にも同様に認められる。南北の長さは、一〇・六一〇、八メートルであった。Eトレンチでは、一部に限って古在を示す。このことは、後で触るとおり、石碑の状況を把握する目的で、一メートル幅の試掘坑A・Bトレンチの中央に設定した。その結果、石碑は、Cトレンチで五五センチ、Dトレンチで四〇センチの黄褐色粘土層を掘り下げて、嵌入人頭大の原石を密に集めて、主に上層に平行に並んで大きな石を多用している。

さて、今回の調査で確認した跡は、墓壇の直下に存在することから、墓壇構成前の根固石と考えられる。明治元年の神社分離令(廢社判然令等)を経て、家祖社兼官廟所を米沢城本から上杉家墓所へ明治九年一月に移転している。

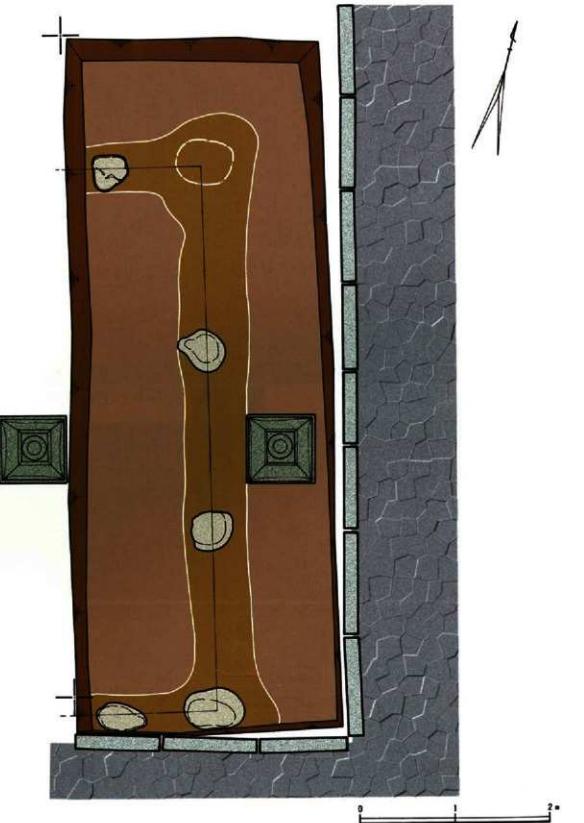
その際に、参道の新設と石碑の撤去、これまでの謙信廟に接続していた拝殿の一部を解体したと伝えられている。この事実を証明する様な書類の調査で確認された。よって、謙信廟の新設に伴う事の際には、それが東西側に景勝廟と定勝廟の接続を二〇・セナチ(四尺)前半と空間を意図的に仕切る改めて積み替えたものとみられる。同じように北側基壇も二〇・セナチ(七尺)を削除される石の跡跡が確認されたが、自然ヶ谷が繁茂していることもあって、九代重定廟前方の東側に南北三メートル、東西七メートルのDトレンチを掘して調査を実施した。

その結果、表土から約一五・二〇センチの間に玄武岩の礫石が検出された。礫石は、四〇・一六〇センチの層より河原石を幅六〇・一八〇センチ、深さ五センチの溝状遺構に別れたもので、南北二間、東西三間で南北の間尺は、六尺、東西三尺であり、第七回に示した拝殿定廟の五代綱喜、七代景盛、九代重定の三廟所の構造とした東側にあたるものと推測される。

四次調査は、西側廻所の参道石の積み替え工事及び築木伐採に伴う事前調査として実施したものであり、昭和六十年の一次調査によるガーリング調査では確認されていない。念のため、参道間の植木を中心にして一メートルのト

空間に、謙信廟の設置によって廻所を移動したものと考えたが、建物の移動はなく閉鎖したことなど確認されない。従って、明治九年以前は、第七回に近い墓形態であったものが謙信廟の移転によって景勝廟と定勝廟との空間だけを一間から約三間に拡張し、景勝廟・定勝廟・網勝廟の北基壇も約一間を短縮して、景勝廟・定勝廟の空間を閉鎖した現在の墓壇に修復したものと推測される。その間に石灯籠の柱を転用して構築したものとみられる。

(四) 拝 所 第八回 第三五—二八回 第三回版・第五回版・第六回版



第25図 上杉家墓所Fトレンチ平面図

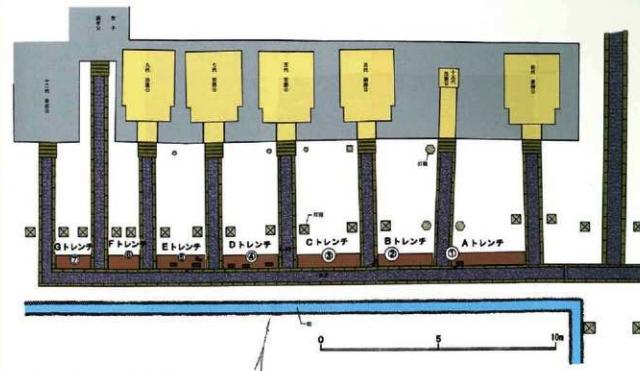


▲C トレンチ内の基壇下部根固石確認状況（景勝廟）

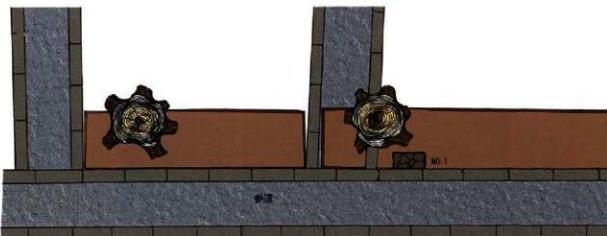


▲F トレンチ内の押所礎石確認状況

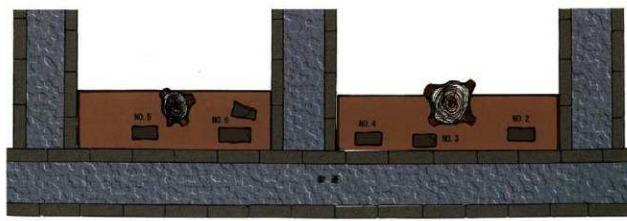
第5図版 上杉家墓所基壇・押所確認調査（第1次調査）



第26図 トレンチ配置図



第27図 A・B トレンチ遺構平面図



第28図 D・E トレンチ遺構平面図



▲G トレンチ内の排水溝全景

第7図版 上杉家墓所排水溝確認調査（第1次調査）



▲D トレンチ内の確認石確認状況



▲調査区全景



▲E トレンチ内の確認石確認状況



▲A トレンチ内の確認石確認状況

第6図版 上杉家墓所確認調査（第4次調査）

その結果、現在の表面から約一三一～二七センチの面に沿って礎石と雜置される加工石がAトレンチに一点、Dトレンチに三点、Eトレンチに二点の計六点が三トレンチから検出されている。礎石は、何れも凝灰岩長方形に加工した切石で、幅一九、三五センチ、長さ五二～七センチ、厚さ約二二センチの凝灰岩を使用したものである。

検出された礎石を現状の段階で測定すると礎石②・③が一、一メートル(七寸)、礎石④・⑤が一、二メートル(四尺)、礎石④・⑥が二、八メートル(九尺)、礎石⑤・⑥が二、一メートル(七尺)であった。既に礎石が抜かれたものや瓦木によって移動したこととも考慮する必要があるが、第八図に示した採解想定図と対比した場合、礎石②・③の礎石の間に相当する位置には、三代綱勝廟・五代吉憲廟・七代宗廟の習合拝所となる南端間に相当する可能性がある。一方、礎石④・⑤が複数された礎石の間に相当する可能性がある。一方、礎石④・⑥が北に折れて、用排水を入れ口に接続している。

さらに、誰信廟回りにも空堀が存在するが、明らかに明治九年以降に掘り込まれた排水溝と判断されることがある。このことは別愛する。調査は、溝が交差する西側から北に折れて、用排水を入れ口に接続している。

(五) 排水溝  
第七回版

排水溝は、文化四年の絵図には門から景勝廟の参道に沿って北に伸び、坪庭の東方に直角に折れて墓所を周囲を走るように配置され、坪庭の直前にも東にも狭い排水溝が並行している。用水の取入れ口は北西にあり、顯廟廟の北側に接続している。現在は、現参道の西側に沿って、西に折れ、二代齐定廟の西側から北に折れて、用排水を入れ口に接続している。

Gトレンチから、河原石を野面積みで一段に配した幅四〇センチの水路が検出された。この水路は、参道から拜殿跡まで確認されたが、参道に接する水路に関しては石灯籠の破片と参道石畳の使用石材で構成されていることか。

改修した水路と參ざられる。トレンチからも幅五〇センチの溝が検出され、検査に符合することが分かった。

#### (六) 井戸跡

井戸跡は、廟所西側基壇と事務所間中の西側よりに幅二二〇センチの方形の切石の中央部に六〇センチの円筒の次の開いた井戸枠が設置されている。周囲の土砂が流れて井戸内部が埋まっていることから、井戸の形態は明確にできない。

#### (七) 石垣遺構

石垣遺構は、西側の排水溝に接続する凝灰岩を主力に積み上げた遺構で、長径四メートル、短径三メートル。現況の深さは七〇センチである。石垣は、石灯籠の揮石を軽用したもので、一層組となっている。当該遺構は、枕石転用と排水溝に接することから、明治九年改修時に設けられた防火用水の施設と判断される。

#### (八) その他の確認調査

その他の痕跡については、文化四年の絵図に示されている廟所に連する参道跡と石灯籠の基礎部を確認するために、西側の杉材を避けながら二メートル幅のHトレンチにてトレンチ二本を配して調査を行ったが、参道石畳や排水溝に準じるような痕跡は認められなかった。遺構確認面となる地山の粘土層には、黒土層が擾乱状態で混在していることから、明治九年の改修で全て撤去したものと考えられる。

公衆便所の移転に係る確認調査を平成六年一月二二日に実施したが、遺構・

遺物が認められないことから慎重工事で進めるように指示した。

## 二、墓所修復と確認調査

### (一) 米沢藩主上杉家墓所【治憲廟】破損状況確認調査

調査月日 平成六年七月一日

調査概要 第九回

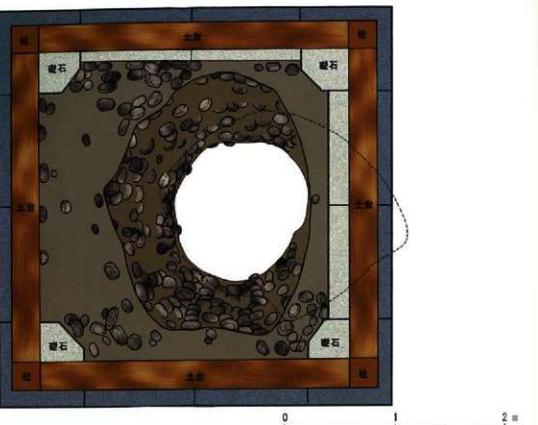
平成五年五月十九日、治憲廟内部の五輪塔が倒壊し東側板を破壊したことを受け、現状を把握する目的で確認調査を行った。墓所内の崩壊が予想以上に著しいことから、臨面に触れないように床面の破損と隙間からコメックスと水糸を多用して調査したものである。

#### ・調査方法

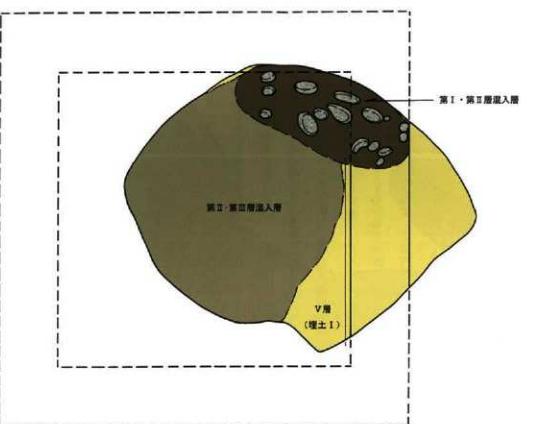
治憲廟は、第九回に示したよう長径一五〇センチ、短径一二四センチの不整円形に埋没し、中央東よりに五輪塔の一部（地輪）と推測される加工石が落下げている。加工石の東には、幅五〇センチ、奥行九五センチ、高さ約六〇センチを有する空洞部分が存在する。深さは、加工石の上面で八五センチ、空洞の入口直下で一六〇センチである。空洞部分を有する奥壁に関しては、斜面であることから明確にできないが、約二メートル前後とみられる。

#### ・調査要約

今回の調査で判明した空洞は、埋葬施設が崩壊したことによって生じたものと推測される。東側の空洞部分の先端は、建物基礎の外側にまで到達しており、これまでの状況で崩壊が進行すれば、加工石の一部が埋没し、建物に影響を及ぼす可



第29図 治憲廟試掘平面図



第30図 治憲廟墓壙確認平面図

能性が高いと判断された。

(二) 杉沢審玉主木墓所「治憲廟」試掘調査報告

・調査日

平成六年二月二六日(土)、二七日

・調査法

調査法は、五輪堂を取り除いた後に、陥没穴内の土砂を慎重に除去し、土層を確認しながら掘り下げ、破損を有する墓壇上面までの埴記を前に調査を実施した。調査した際の土砂は、森と王跡に分類しながら取除き、森は水洗い確認、土砂はミリメッシュのフレイで選別し、遺物や墨痕の認証作業を実施した。

・調査要領

現況から約一、八メートルで地山層が検出され、約二メートルの地点で墓壇の掘り方が認められた。慎重に精査をしたところ二〇五センチの深さで本塗と推測される土色変化が墓壇の掘り方の手前二〇七センチに確認された。この時点で調査を終了し、現段階での園作業を進めた。

以下、簡単にこの段階までの調査状況について述べる。

・陥没穴（第三図 第八回版）

陥没穴は、南北並の梢円形を示し、長径一、八メートル、短径一、五メートルで、約七〇センチの深さまで斜めに落ちていているが、急激に東側を中心に入れようのように崩れおり、確認した墓壇上面での深さは二〇一、二〇八センチである。破損底面での形状は、不整円形を示し、長径一、八メートル、短径一、三メートルであった。

・墓壇（第三図 第八回版）

墓壇は、大きく述べている東側に地山（雨黄褐色シルト層）を掘り込んで確認

された。当墓壇は、墓所上面からの深さ約一、八メートル（一間）で、現在の

・廻所建物の方向より裏側に傾いている。

・木室（第三図 第八回版）

木室は、墓壇の掘り方の手前約三〇センチに土色変化として確認された。現況での確認幅は、一メートルあるが、上杉家御年譜（治憲廟）では五尺四方の木室が記載されていることから第三回のうちになるものと推測される。従つて木室も左右三〇センチ位の規模で広ったものと推測され、一辺二一〇センチ（七尺）を有するものと考えられる。木室内部の土層は、第三回に示したように北東方に第一、丘層の開墾が認められ、接して南西寄りに第二、丘層の砂利層が多量に混入していることが確認される。

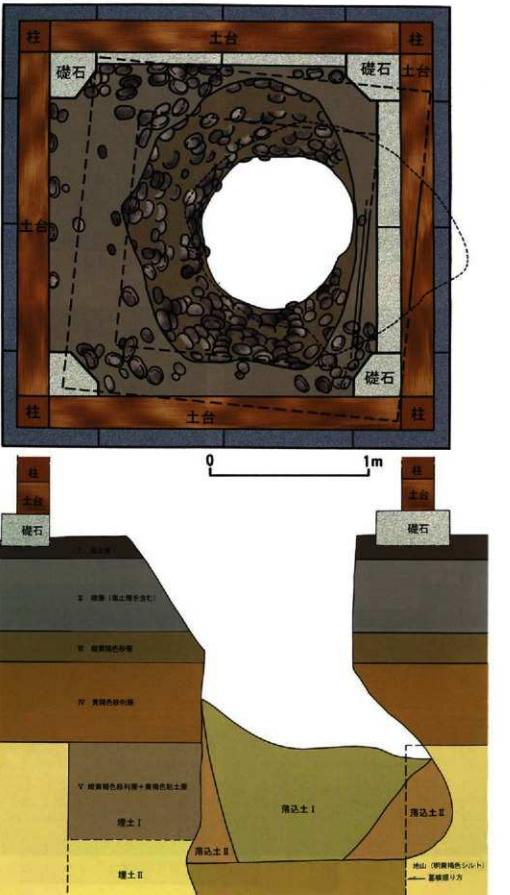
・層位（第三図 第八回版）

墓所の基壇を構成する基本層序は、墓壇上面まで四枚で構成されている。第一層は、黒土層を中心にして四七センチを越えて、第二層の堆積層を複数している。第二層は、鬼押川の堆土の堆积を抽出して密に詰めたんだもので、四五一五〇センチの厚さをなっている。第三層は、開削となる砂層で、五一二〇センチ前後、第四層は砂利層で五〇センチ前後となる。第五層は、墓壇内部の版築層で、シルト層を含む砂利層と粘土層の混合層で約六〇センチ前後と算じていた。

・調査要約

層は、黒土層を中心にして四七センチを越えて、第二層の堆積層を複数している。第二層は、鬼押川の堆土の堆积を抽出して密に詰めたんだもので、四五一五〇センチの厚さをなっている。第三層は、開削となる砂層で、五一二〇センチ前後、第四層は砂利層で五〇センチ前後となる。第五層は、墓壇内部の版築層で、シルト層を含む砂利層と粘土層の混合層で約六〇センチ前後と算じていた。

今回の試掘は、墓壇の確認までの調査として、治憲廟の開削状況と原因を探る目的で実施したものである。調査の結果、建物の腐食による剥離が埋葬施設の侵食を長期にわたって進行させ、墓壇の陥没に至つたものと推測される。



第31図 治憲廟墓壇断面図

## 二 宗房廟

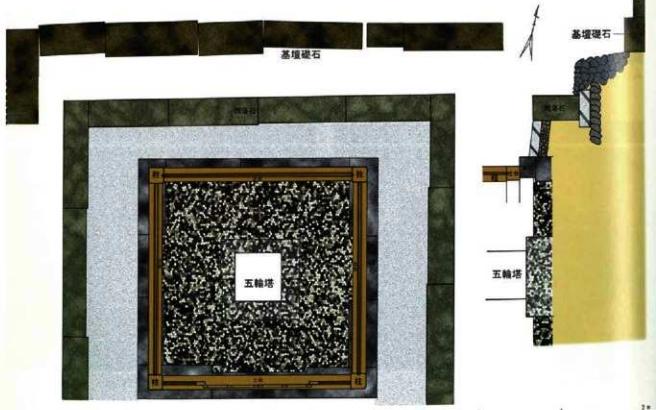
(一) 立会調査 [第一三四圖・第三回版・第九回版]

立会調査は、基壇の石垣積登記事の際に実施したのである。積登工事は、南面及び北面基壇に破損石を除去し、新たな石材を加えて積み替えた。南面に関しては、大半の石が石灯籠の竿などの軽用品によるものであり、明治九年の修復によると判断される。基壇底部についても同様で、創建当時の基礎石は認めることができなかつた。

一方、北面基壇は、後世に補強された一部の石材を除く大半が創建当時の石材が現存している箇所である。基壇の歪や崩れた石材を補強するために接着作業に立会つたところ、基壇の底面に第三回で示す礎石列が認められている。礎石の形状は長方形を呈し、幅四十センチ前後、長さ一二〇センチ前後と八センチ前後の石材を交互に配置するといつ考證を示している。また、西側縁の右側面に兼ねる礎石間に開口部がある。五輪塔の示す通りに、礎石間に開口部がある。五輪塔の示す通りに、礎石間に開口部がある。

基壇に符号が分つた。石材に關しては、備懸の大半が長手石、基壇は成員石の凝灰岩を用いてある。

注目したいのは、基壇の石垣に用いた嵌入石の存在である。南面基壇に關しては、比較的小さめな華大の川原石と石等を粉碎した碎石を乱雑に詰め込んでいる。



第32図 宗房廟基壇平面図



▲治晝廟内部の陥没穴全景



▲基壇・木室確認状況



▲同上近景



▲基壇堆方確認状況



▲地山確認状況



▲土蓋埋設状況

第8回版 治晝廟破損現状確認調査

のに対し、北面基壇は人頭大を中心とした礫の隙間に粘土を加えるといった特徴を示している。

これらは、廟所創建当時の北面基壇の工法に対して、南面基壇は明治以降の修復工事で施行された工法上の相違と判断される。前者の工法は、廟所基壇の排水を上部で行うものであるが、後者の工法では、浸透した雨水を基壇側面から排水させようとしたものである。しかし、後者の排水が十分機能しない場合は、内部の圧力で崩壊する可能性もある。

事実、近年になってからの基壇調査箇所の大半は、明治以降の基壇であったことと今回の調査で確認された。

(1) 指示事項

創建当時の礫石は、基本的に移動せずに残すことを前提とする。基壇側面の石材に関しては、修理が不可能な石材のみの取替えで進める。南面の裏込め石に粘土・モルタル等の養生を行い、浸透水の侵入によって崩壊することのないように指示した。

### 三 吉憲廟

(1) 立会調査、「第一三図版・第三四図版」

立会調査は、北面及び南面基壇の石垣積替工事に伴い、実施したものである。

南面基壇は、先の宗廟廟と同様に明治以降の修復で、特に石塔の転倒を好んで裏石垣を撤去したこと、基壇底面に沿うように礫石列が検出され、宗廟廟に接続するものとみられる。



▲吉憲廟南面基壇解体状況



▲宗廟廟南面基壇解体状況



▲吉憲廟南面基壇解体状況



▲宗廟廟南面基壇礫石確認状況



▲吉憲廟北面基壇礫石確認状況



▲宗廟廟北面基壇礫石確認近景状況

第9図版 宗廟廟・吉憲廟基壇確認調査

の立会調査によつて、石垣内部に多量の石灯籠を供奉した割石と小礫の裏込石が詰め込まれてあつた。特に東面に關しては顯著で、大半の石材が丸い割石である。また、削平に凹らない南面基壇に關しては、創建當時の礎石が存在する可能性がある試掘を実施したが確認されなかつた。

(二) 指示事項  
基壇の表面が水弱であることが、山砂等の土砂を加えて補強し崩れ防止と排水不十分を考慮するよう指示した。

## 六 謙信廟

### (一) 文書調査「第三三四回 第一〇回版」

立会調査は、基壇石垣の積替工事の際に実施したものである。明治九年に移設された家臣基壇例では、各層代溝主の肩幅に適した通道に設置されたいた石灯籠を転用して機架されたもので、基壇に用いられた石材は古座の加工転用、基礎石と土堀基壇石は石灯籠の転用品で設置されている。

基壇内部を構成する底土は、粘土を主体とした上層を用いてあるが、三層～五層に黒土やシルトを用いて版築を兼図したとの推測される。しかし、石材としての転用が不可能である石燈籠の全部に關しては、四層～五層にそのままの状態で埋められる。六層とした日表土が明瞭に確認されたことは、基壇を機架することで理められる。六層とした日表土が明瞭に確認されたことは、基壇を機架することで理められる。六層とした日表土が明瞭に確認されたことは、基壇を機架することで理められる。六層とした日表土が明瞭に確認されたことは、基壇を機架することで理められる。

黒土やシルト層の土質相違は、版築効果を狙いつつも、叩き締めが全体に脆弱で十分な効果をあげていないことが分かつた。



▲謙信廟東面基壇の状況



▲謙信廟東面基壇の状況

第10回版 謙信廟基壇確認調査

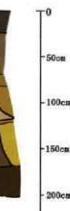
第33図 謙信廟基壇セクション図

#### <基本層序>

- 1 黒土層（玉砂利を多量に含む）
- 2 削平地盤土層（新土シルトの混合層）
- 3 黑褐色土層（粘土層をブロック状に含む）
- 4 黄褐色粘土層（黄褐色粘土層と黒土層の混合層・石塔材の割石を多量に含む）
- 5 明黄褐色粘土層（黒土層とシルトの混合層・石塔材の割石を多量に含む）
- 6 黄褐色粘土層（石塔底部を多量に含む）
- 7 黑褐色土層（旧表土）



謙信廟東面基壇セクション図



謙信廟東面基壇セクション図

#### <基本層序>

- 1 黑土層（玉砂利を多量に含む）
- 2 晴黃褐色粘土層（粘土シルトの混合層）
- 3 黑褐色土層（粘土層をブロック状に含む）
- 4 黄褐色粘土層（黄褐色粘土層と黒土層の混合層・石塔材の割石を多量に含む）
- 5 晴黄褐色粘土層（黒土層とシルトの混合層・石塔材の割石を多量に含む）
- 6 黄褐色粘土層（石塔底部を多量に含む）
- 7 黑褐色土層（旧表土）

さらに、灯籠を埋めただことによって、土壇との隙間に生じた隙みが基壇全体に影響したものと判断される。今回の工事で確認した後世の大規模な補修痕跡は、こうした破壊を止める方法として、昭和初期（記録なし）、昭和一〇年前後（西に行つたもの）と推測される。

#### (II) 指示事項

これまで行われてきた基壇の工法には、大きな欠陥を有していることが判明した。従って、今回の修復に採用することは不可能であり、鉄筋で補強した強固な擁壁工法を採用するのが妥当と考へられる。

さらばに、排水設置を機能させることも必要と判断し、擁壁に関しては南側の人口を除く三方に基準用の排水管をコーナーの中央に設置、各縦石主要所に水抜孔を設置するように指示した。

#### 七 齋定廟

##### (一) 立会調査【第一回版】

蒼制剂の五輪に接する杉の木による根の影響で、基壇の石垣が影響したことから、積管事を行つものであり、立会調査は、石垣の撤去の段階で実施した。

石垣内部の根固石は、從来の粘土を用いた密封方式をとつており、治憲廟と同様な四層構造の版築を示す。基壇側面の石垣に関しては、鬼面川産の玄武岩を半蔵加工したものを利用したもので、九代治憲廟以降はこの石材が用いられている。

##### (二) 指示事項

近年の修繕や破損石も認めないことから、慎重に根を除去し、再積み替えるを行つよう指示した。

#### 八 開孝廟

##### (一) 立会調査【第一回版】

立会調査は、南北・東西の四面からなる基壇で、破損石材の掃き替えを行つ西面と北面の工事の際に五輪塔の積み替えの際、実施した。開孝廟は、文化一四年の給園面に見られるように単独で存在する廟所であり、後の治憲廟、齊定廟の設置によって現在の形状となる。裏込石や版築状況も時の工法を踏んでおり、後世の修復は「認められなかつた」。一方、五輪塔は、歷代廟所と異なる軟弱な砂岩で使用していしたことから、四面に施された梵字の多くが剥落している。

(二) 指示事項

基壇の石垣は、崩壊した石材だけを掃き替えるだけに留め、基壇内部の損傷をできるだけ当時のようになどする。五輪塔の消滅した梵字に関しては、現存する墨痕跡を参考に復元するように指示した。



▲網勝廟南面基壇内部の裏込石の状況



▲網勝廟南面基壇解体状況



▲景勝廟北面基壇内部の裏込石の状況



▲景勝廟南面基壇解体状況



▲顯孝廟北面基壇解体状況



▲齊定廟南面基壇解体状況

### 三、米沢藩主上杉家墓所「治築廟」

#### 保存修理・墓室修復工事調査報告

##### 一 調査に至るまでの概要

治築廟の確認調査と試掘調査によって、廟室内の埋葬施設が著しく崩壊している可能性が高いことが判明した。文化庁・山形県教育委員会・史跡米沢藩主上杉家墓所保存監修委員会（以下、監修委員会）の指導に基づき、墓室内部の発掘調査を前提とした調査資料を踏まえた上で協議し、修復工事を進める。

米沢市教育委員会が協議の上で調査要項を作成して実施することになった。

##### 二 米沢藩主上杉家墓所「治築廟」

###### 保存修理・墓室修復工事調査要項

###### （一）調査方法

（二）報道機関の取材

報道機関の報告は、所有者を尊重しながら文化庁・県・委員会の指導を得て事務局が作成し、最終的に上杉家墓所内に内容の説明をいたいた後で發表する。写真は事前に野澤氏と協議したうえで、墓室内部状況の一部出土遺物（副葬品）に限定したものと提供する。遺骨に関するものは、提供しないものとする。

出土遺物は、一覧表を作成して説明するが、主要遺物の一部に則っては、上杉氏の協議の上で選択・公表する。

発表は、調査主体の米沢市教育委員会が責任をもつて行う。

###### （三）報道機関の取材

（四）御棺及び御遺骸が安置されている場合

墓室内部に流入した土砂を「ミンメッシュ」のフルイで濾別しながら土砂を除去する。

（五）御棺及び御遺骸が著しく損傷を受けている場合

調査の途中で発見した遺物等は、（三）の手法で処理・収納する。

（六）御棺及び御遺骸が著しく損傷を受けている場合

以上が墓室内部調査の想定調査手法であるが、（二）～（四）の調査と併せて

（七）調査指揮者

岡村道雄 文化庁文化財保護部 紀念物課

田中哲雄 文化庁文化財保護部 記念物課

澤田正昭 奈良国立文化財研究所 研究調査部長

仲野浩 東北芸術工科大学 教授

大河直朝 元立教大学 教授

渡辺定夫 東京大学 名譽教授

牛川喜幸 長岡造形大学 教授

浅倉有子 上越教育大学 助教授

・所有者

上杉敏子 上杉邦憲

（八）御棺の残存・水室の残存板橋の処理（焼却・保存・再利用など）に関しては、

上杉氏の意向を尊重する。

###### （二）御棺（箱棺）の状態が良好な場合

平面形状を測量、記録し、補強材を加えた後に毛布、布団等で保護しながら一時取上げ、仮安置する。この場合には、御棺の蓋が依存する場合と外寄している場合が想定されるが、前者の依存している場合は、内部の確認や調査は行わずに上杉邦憲氏と御棺の修復を含めた協議を行う。

後者の場合は、御棺内部の土砂を取り除き、必要な記録を実施し、上杉邦憲氏と御棺の修復を含めた協議を行う。

###### （三）御棺と御遺骸が著しく損傷を受けている場合

墓室内部に流入した土砂を御遺体、遺物を残しながら清掃し、記録を行った後に遺骨・遺物・御棺に分別して取り上げる。遺骨は、筆等で清掃し、網箱に納め法音寺の位牌室へ仮安置する。遺物は、状況に応じ、腐食防止剤を加えてプラスチック容器に収納し、保管庫に一時保管する。御棺及び木室の板材は、保管庫内に設置した木箱に腐食防止剤を加えて収納する。

調査は、非公開とし、上杉家及び調査体制の調査団体以外の立入りは、厳し

山形県教育庁 文化財課長  
石川由美 山形県教育庁 文化財係長

米沢市教育委員会 文化課 文化財係長  
佐藤政一

米沢市教育委員会 教育次長  
舟澤豊弘

（財）文化財建造物保存技術協会 所長  
中川麻衣子

（財）文化財建造物保存技術協会 平成七年九月現在

#### 四 調査の経過と概要

調査は、平成七年九月二日から開始する。石柱を残し、小型電機で基壇の礎石及び土砂を除去する。九月二六日で終了。九月二七日からは、側面基壇の石垣を撤収する。

九月二八日から基壇除去後の面を精査する。東西四メートル、南北五メートルのグリットを設定し、二〇セントほど掘り下げるが暮塗の掘り方を確認する。グリットの北寄りから約一辺三メートルの方形の暮塗跡が認知された。

写真撮影と作図後、暮塗の塵土と落ち込み土を確認しながら掘り下げるところ、約七〇センチで埋土〔と称する砂利層が終り、粘土層とシルト層を妙に利層の混合した埋土Ⅱ（版築層）〕が現われる。この段階で雨蓋を行ったが暮塗の痕跡が認められないことで、さらに掘り下げる結果、確認跡から約一四〇セントの面で大量

の瓦片が発見される。この段階で石灰部分を残し、御棺をさらに慎重に掘り進めるに至った。

一〇月八日、レベル三六〇セントの深さで厚さ約三センチ、長さ六センチ、幅一八センチの暮塗岩盤の長方形の切石が確認され、その下に密着するよう墓

の外箱と推測されるわらわ口の石箱が鋼線四本で封印された状況で発見された。

墓誌は、出土状況の写真と平圖を作成した後に取上げて保存小屋に安置した。

さらに掘り進んだところ、レベル三九〇セントで、〇センチ前後の木皮層が確認された。取り除くとレベル四〇〇セント面で御棺上部に設置した石灰と有機物を含

#### 五 調査の結果

##### （一）墓 壇 [第三四四]

墓壇は、基本的に二段塗であるが、外箱の埋設部分を掘り下げているので三段

の形態をとっている。形状及び寸法は、一段が方形の長径一九〇センチ、短径七〇センチ、確認面からの深さが一三五センチで、一枚の埋土で版塗している。

一段墓壇は、一段塗の北東に開闢する状況で確認され、長径二三五センチ、短径二一〇センチ、深さ一五三センチの方形を有し、多量の木皮層が認知された。

三段墓壇は、一段墓壇がレベル三四〇セント～三六〇セントまで掘り進められた段階で崩れたことから外箱が設置されるだけの幅に縮小したものとみられる。幅は、南北二二五センチであった。

##### （二）外 箱 [第三五四]

外箱は、レベル一九〇セントの面で鉄釘が確認され、レベル三四〇セントの段階で腐食した木質部分が断片的にみられ、ほとんどが食害や後年の剥離の影響で研究室に依頼。現場アーフにて作業を行う。

一月二日、再埋葬の準備、外箱の底面の確認調査を行う。作図・写真撮影を実施し、墓誌調査を終了する。一月一日に遺骨の再埋葬を行う。一月一日に墓誌と今回の修復を刻んだ平成墓誌を設置して埋め戻し、墓壇修復にかかる全工程を終了した。

の木板層が確認された。これらの木板層は、上杉家御年譜（治暦六）に記載されている木室内に詰め込まれた庚午木判新し、記載と写真撮影を行ったところ、

さらに、埋土Ⅱを除去すると西側と南側に地山層が認められた。精査したところ、墓壇の北東に開いた形で約二メートルの二段掘が存在した。

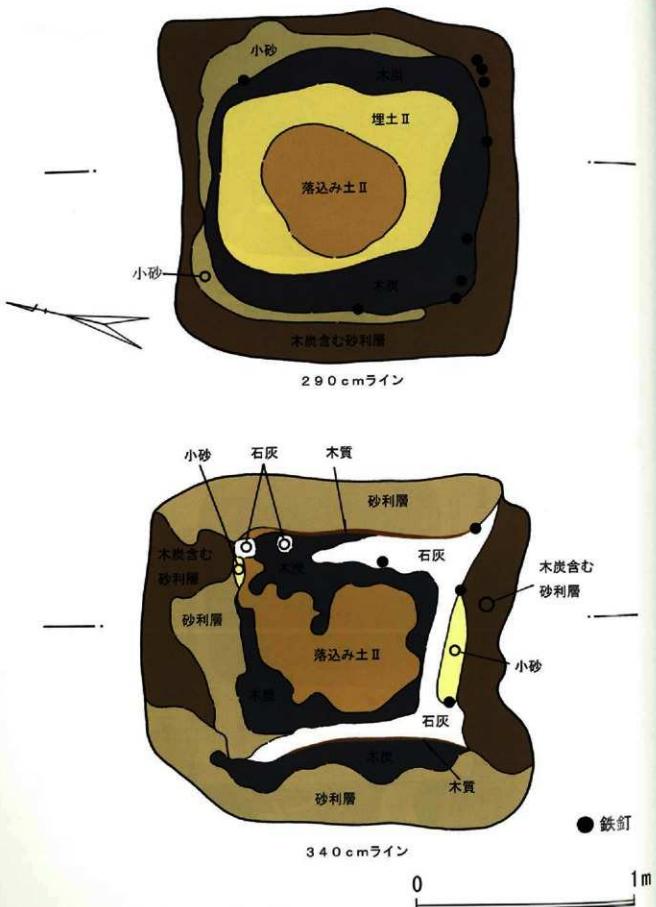
一〇月二日からは、段掘内の精査に移る。セクションボイントを南北に設置して、概ね一〇セント単位で掘り進むがら約三〇セントの深さで断面四を作成し、

写真撮影を行うが、墓壇側面の土砂が軟弱なために崩壊する恐れが高いことから、七尺四方の板枠急遽設置し、順次重ねる方法で掘り下げるを行うことにした。

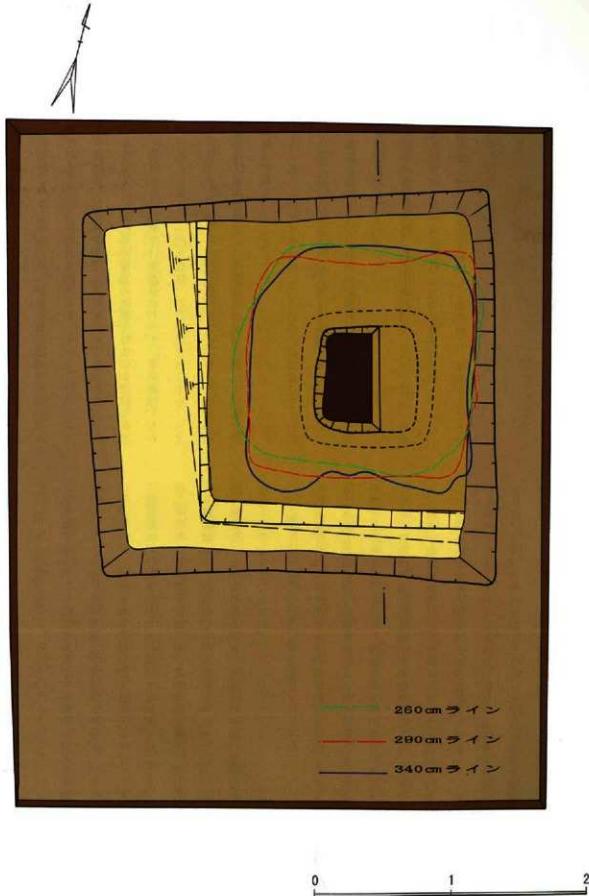
〇月三日からは、この作業を繰りしながら層序の変化に応じて掘り下げを進め、層序の平面図と写真撮影を並行しながら行い、一〇月四日にレベル六〇セント、

一〇月五日にはレベル二九〇セント、一〇月六日でレベル三四〇セントの面に到達した。

一〇月五日にはレバ



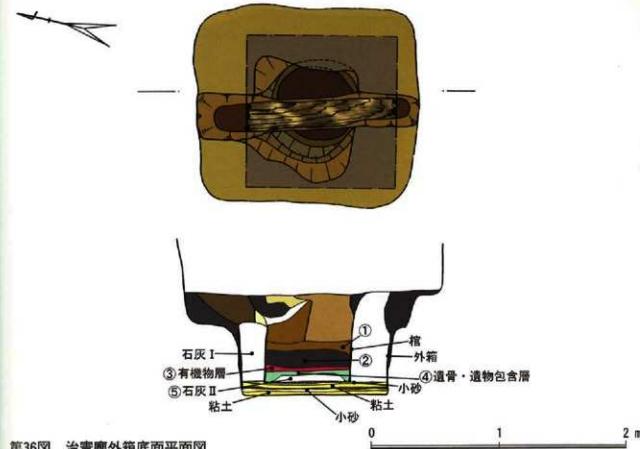
第35図 治憲廟埋葬施設平面図（木室上面）



第34図 治憲廟墓壇平面図

上杉家御年譜（治憲公）の記載には、次のようにある。

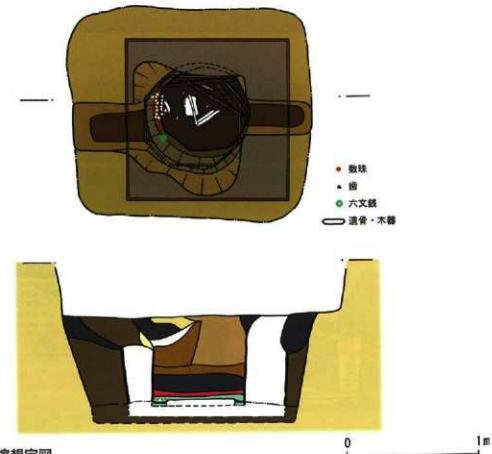
「景勝公御香爐へ御植松奉居之 宗房公御盡屋西  
へ御埋葬御靈所藏王墓地祭誠之四面白幕張之壇  
深サ一丈六尺五寸四方二段塼ニシテ外箱裏二寸板  
板ノハキ合ノ合口石灰ニシテ施瓦ム御？植ノ筋  
大綱ニチドシ泰ル御棺ト外箱ノ間小砂石灰燒込  
シ土石三品混ニテ漫シ上四方空塼ム外箱ノ上  
下四方底木ニテ詰之王三尺檻瓦之御墓誌ヲスエ  
又土ヲ蓋テ傳中通経了テ  
寶物公御焼香 治憲  
公御名代精御香爐改テ勝崩御御香」



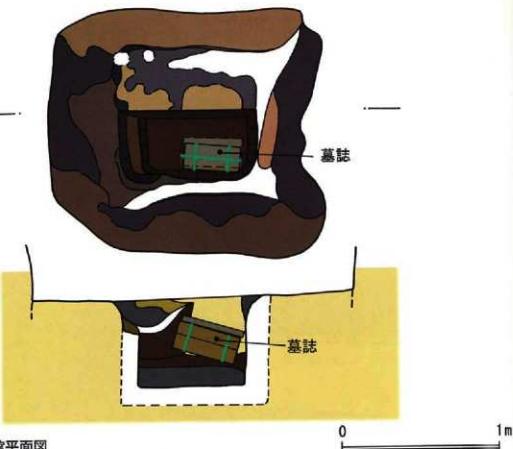
第36図 治憲廟外箱底面平面図

(三) 御棺 「第三七図！第三九図！」  
御棺は、レベル三四〇センチの面で確認されたもので、約一メートルの方角に配置された石灰の、内側に約七〇センチの幅で御棺の裏路と推測される外棺部分が認められている。  
御棺は、既に底面に到達しているものと推測されていたが万一のことを考慮して、御棺に振り下げたところ、レベル四〇五センチの面に白蓋が敷き詰められた直上鄭重に振り下げたところ、レベル四〇五センチの面に白蓋が敷き詰められた直上に貼り付くように青骨の一部と木片、赤漆を伴った数珠、六文銭が検出された。  
漆製品の数珠や青骨は、外気に触れると急速に酸化し、変色することから記録を取りの方で収納した。

御棺内に堆積した層序は基本的に三枚を有し、一は粘土とシルトの混合層、二は棺上部に設置された木炭とみられ、三は外棺と御棺の間に詰められた石灰と小



第38図 治憲廟御棺想定図



第37図 治憲廟御棺平面図

砂等の混合層と判斷される。四是、通常及び遺物を含む層で、遺物の表面に沿つた状況で五の石膏(石灰灰)が認められ、周囲に御棺の底部と御棺側面の板材が検出された。

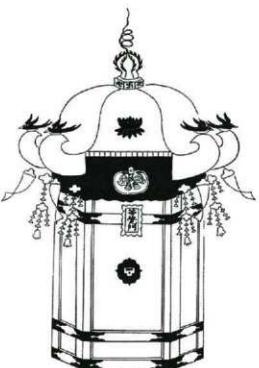
石膏部分は、直徑九二センチを有するもので、石膏部分の依存状況から多角形を呈する御棺であったと推測される。辺の長さの吟味では、一边が「五センチ」と四〇センチの通りに区別されることから、御棺の形態は正方形の角を切り取ったような八角形状の可能性が指摘される。

また、外輪の断面と御棺の平面プランの状況より、南側から北に、東側から西に傾いており、このことは御棺内の腐食に伴つて、墓壙外側からの圧力が加わって変形したものとも考えられる。

以上の所見から、御棺は八角形を有するものと判斷されるが、方形状の石灰部を外棺と推測することも吟味しなければならない。石灰幅の約一メートル(三尺三寸)を方形外棺とした場合、内部には多角形の御棺を設置する二重構造となる。この場合は、外棺と内棺の間に石灰を詰めることになり、調査所見とも合致する。

参考までに、上杉家御年譜(治暦元年)によると、御内桶杉八分(約一・四センチ)板(通三尺一寸)約三センチ、高さ二尺九寸(約一〇〇センチ)と記載されおり、板に外棺とした場合の寸法とは一致する。

石膏の依存状況から想定される御棺は、直徑七〇センチ、高さ七〇センチの二尺三寸となり、上杉家御年譜に記載された記述とは幅・長さともに尺寸ほど短くなっている。この点の吟味については、後で触れるとして、上杉家御年譜には次のように記載されている。



- 101 -

御棺経り二尺一寸高さ二尺九寸外  
御内桶杉八分板

御棺経り二尺一寸高さ二尺九寸外  
御内桶杉八分板

御天蓋六方木サ五尺六寸一方經リ二尺七寸蓋輪井二上下ノ長押板真御板紙  
張り前綾木名墨染御襷ノ網入板真御打付前後ノ長押板真中へ領打付之妙御門  
御立表一尺九寸六分六寸高さ一尺四寸六分御手ノ上ニ熱打付之運臺六尺一寸四方  
箱高八寸實(通り鳥居二頭打付)左運臺板右御門三方へ浅縫一寸四分  
之様三寸八分二七寸角長サ四寸間

御天蓋六角長サ六尺二寸高サ一尺七寸約竿一寸角長サ一丈八尺總素  
掛ケ施毛竹四本ツ、八本付之

上杉家御年譜(治暦元年)によると、御内桶杉八分(約一・四センチ)

板(通三尺一寸)約三センチ、高さ二尺九寸(約一〇〇センチ)と記載され

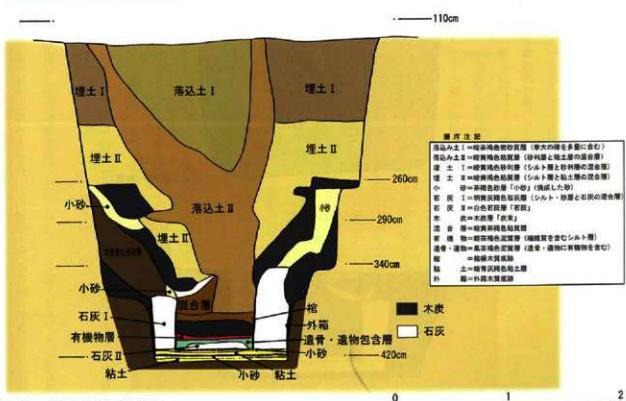
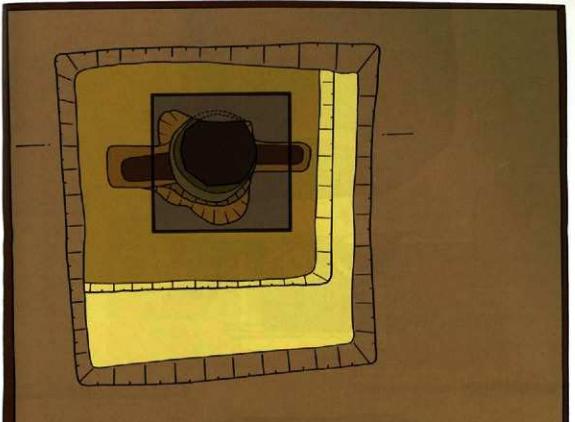
おり、板に外棺とした場合の寸法とは一致する。

石膏の依存状況から想定される御棺は、直徑七〇センチ、高さ七〇センチの二

尺三寸となり、上杉家御年譜に記載された記述とは幅・長さともに尺寸ほど短く

なっている。この点の吟味については、後で触れるとして、上杉家御年譜に

第39図 治暦朝墓墳全体図



- 100 -



▲木室・御棺検出状況



▲基壇確認状況



▲安全 設置状況



▲木室確認状況

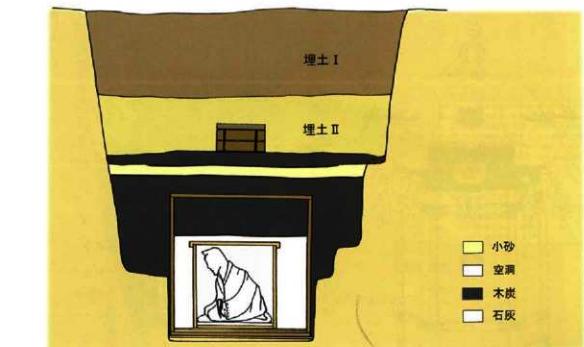
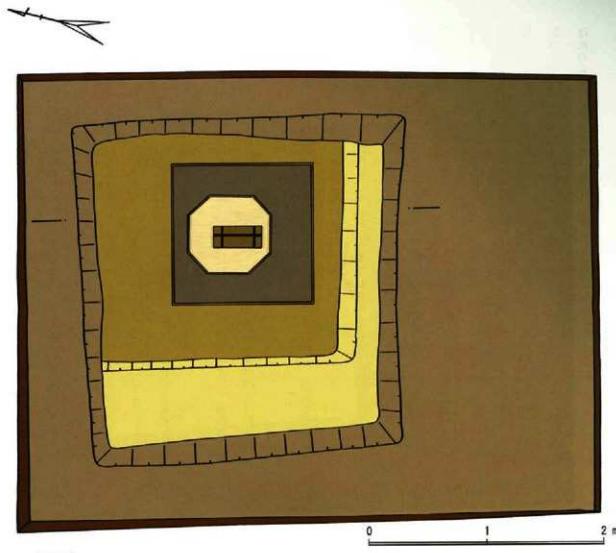


▲御棺上部の石蓋検出状況



▲木室上部の木炭検出状況

第12図版 治憲廟埋葬施設調査（1）



第40図 治憲廟墓壇復元図

御龕ノ図とある絵図は、葬儀用の六角形の龕であり、内部に御棺が収納されていた。絵図には、龕の寸法や装飾などが詳しく記述されているが、御棺に関しては、前述したとおりで、内棺や棺といった記載はない。

**(四) 遺物**

遺物は、暗茶褐色土の四層面に沿って、遺骨と推測される骨と木片、数珠及び六文銭は歯と文錢が検出されている。骨及び木片は、東南部に集中し、数珠及び六文銭は歯とともに北側を集中している。遺骨・遺物の数は次のとおりである。

- ・ 遺骨 「第二〇四」
- ・ 遺骨は、床面に張り付くように、二七点の破片として認められた。ほぼ中央に大額骨とみられる骨、北側に頸骨と歯が集中している。このことから頭部を北側に向けて埋葬を施んでいたと推測される。
- ・ 木片
- ・ 本片
- ・ 数珠 「第一六四版」
- ・ 文錢 「第一六四版」
- ・ 六文銭

御棺は、床面に張り付くように、二七点の破片として認められた。ほぼ中央に

大額骨とみられる骨、北側に頸骨と歯が集中している。このことから頭部を北側

に向けて埋葬を施んでいたと推測される。

・ 遺骨 「第一〇四」

・ 遺骨は、床面に張り付くように、二七点の破片として認められた。

付いて中に紐の痕跡が認められた。

・ 鉄釘 「第一五四版」

鉄釘は、外箱の確認面から出土している。長さ約九センチ(三寸)が二点、

何れも幅三センチ前後で、長さが五〇センチであるもの一点。次の四五センチと

三五センチである二点の木製品は、と破損して折れた跡跡を示すことで、本来は八

〇センチ以上の長さであったものとみられる。前者が簡便、後者が刃刀を意識し

た本力とみている。

・ 数珠 「第一六四版」

数珠は、赤漆で彩色した約一〇〇点が御棺底面の北側に沿って、かたまつて出

している。数珠の周囲には、抜け落ちた歯が散乱していた。数珠の形は、両

端平な「樽形」を示すのが特徴で、直径七ミリ、高さ二ミリ、中央に二ミリの

穿孔がある。出土した約一〇〇点のうち、完全な形状を残しているのは八〇点で、

本したもので丁度、荷造りのよう結構ばれていた。数珠は、一、五ミリの太さの四本を基

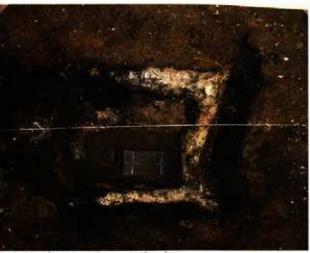
本としたもので丁度、荷造りのよう結構ばれていた。数珠は、一、五ミリの太さの四本を基



▲御棺半載状況  
▲御棺内部の掘下げ状況



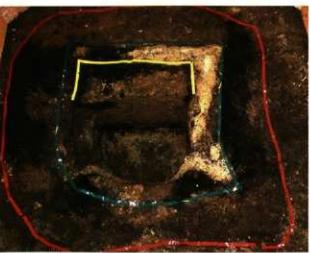
▲石灰に残る御棺痕跡状況



▲墓誌出土状況



▲御棺先板状況



▲木室・御棺の状況

し、その上を横斷するように中央の縦一列を重ね、交差する左右を一本の鋼線で固定する。側面は一本のみとなっている。

表面の加工石は、長さ三六センチ、幅一八センチ、厚さ九、二七・一センチとなつてゐるので、ほぼ中央に「米澤上杉侍従藤原治憲公之墓」と銳利な刻綱で記され、文字は明朝体による三文字で、幅二・二・一、六センチと比較的一定である。文字は明朝体による三文字で、幅二・二・一、六センチと比較的一定である。文字は明朝体による三文字で、「碑」の三、二七・一センチと書きがある。表記は丁重に研磨されてある。文字は明朝体で刻まれた浅い彫影で、最初の載までの「〇」文字が一行「一」字を基本とした七行で構成されている。

上杉家御年譜の記載は、次のようである。

「米澤上杉侍従藤原治憲公允文允武

老秋月繼美母黒田氏實華元年七月廿日生重

定公繼其女以為嗣以明和四年四月製位天明

五年二月退職號鷹山公實文政五壬午歲三月

十又二日薨越十九日葬於新潟邑先陵之次時

年七十又二嗚呼哀哉

【銘文拓影】

米澤上杉侍従藤原治憲公之墓

【表書】

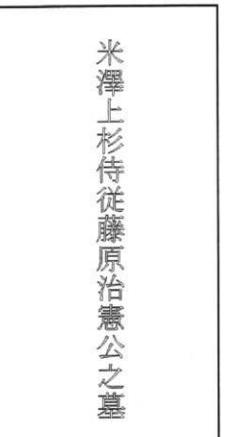
【裏書】

米澤上杉侍従藤原治憲公之墓

【銘文拓影】

第41図 治憲墓誌銅線及び蓋石拓影図

20 cm



0 10 20 cm

第42図 治憲墓誌拓影・復元図

出土した墓誌と上杉家御年譜記載の内容についての記述は、基本的に誤りはない。

が、墓誌に書かれてある「行目の「卷」は上杉家御年譜による「編」、同じく一行目の「室」も上杉家御年譜では「實」。墓誌三行目の「燒」は「焼」、五一行目の「号」を「號」と表している。

さうに、墓誌の六行目には、「十又九日」とあるのに対し、上杉家御年譜には「十九日」と記載され、「又」が削除されている。

ちなみに墓誌の假文は、次のような。

#### 【假文】

米沢上杉待徒藤原治應公、尤文尤武、致称雅新、

孝は秋月種美、母萬田氏、宝曆元年七月廿日に生

まれる、重定公その子を継ぎとしもつて嗣と為す、

明和四年四月をもつて葬位す、天明五年十一月退職

し源山公とす、實に文政五年二月十又二月

葬離す、十又九日於農村の先陵の次に葬る、時

に年七十又二、嗚乎哀しい哉」

墓誌の上部に被せられたと見られる蓋石は、黄色褐色の凝灰岩の切石で、長さ三十六センチ、幅八センチ、厚さセンチの成島石を使用している。墓誌と蓋石の寸法に関しては、微妙に異なっているが、長さ一尺二寸・幅六寸・厚さ二寸の基準を基準に製作したと推測されるが、上杉家御年譜には蓋石の存在は記載されていない。

## 六 再埋葬「第四三図・第一四四図版」

一月一日、供養祭の後に、所有者の上杉家一帯当主を中心として再埋葬を行った。

治應墓所の調査によつて、墓壇は四枚の版築層があることが判明している。ただ、木炭層は一枚の版築層と後留の三重構造であることが判明している。ただし、木炭層を多量に使用したこと、後に空洞を発生させたことはつながつたと判断されることで、今回の再埋葬には木炭の代用として川砂を使はすることにした。

御棺に関しては、石棺内で検出された御棺痕跡の吟味を基に、最も可能性の高いと想定される八角形を採用した。寸法は、御棺痕跡を参考に割り出し、とて七〇センチを標準としたので、棺の径を一尺三寸、高さも同じ一尺三寸、厚さ八分の合口蓋と設計し業者に発注する。棺の材料は杉材で製作した。

再埋葬は、御棺痕跡を残す石棺部分を設置し、掘りの段階で保管していた木炭・石灰を棺内部へ戻し、その上部に古布を敷き出土品と遺骨を並べる。次に蓋を開じ、残った木炭（調査時に掘り上げた木炭と土砂の混入した土）を木炭部に詰める傍の外側に戻し、足りない部分に川砂を敷く。その上部にも川砂を丁寧に詰めながら川砂を砂漠で埋め戻しを行い、墓室の面となるレベル八〇センチの面に凝灰岩の切石（一尺五×五尺）を五枚設置して墓壇全体を固定する。

本来は、存在しない工法であるが、万一分崩壊を考慮しての安全対策として採用したものである。そして、上部に蓋と今回の大修復刻んだ平成墓誌を設置し、さらに、山砂を埋め戻し、一月一二日に版築を行って治應墓所修復はかかる



▲御棺蓋設置状況



▲再埋葬前の供養祭



▲墓誌・平成墓誌設置状況



▲木炭・副葬品埋納状況



▲木室・御棺検出状況



▲木室・御棺検出状況



▲平成墓誌



▲遺骨再埋葬状況



▲出土墓誌

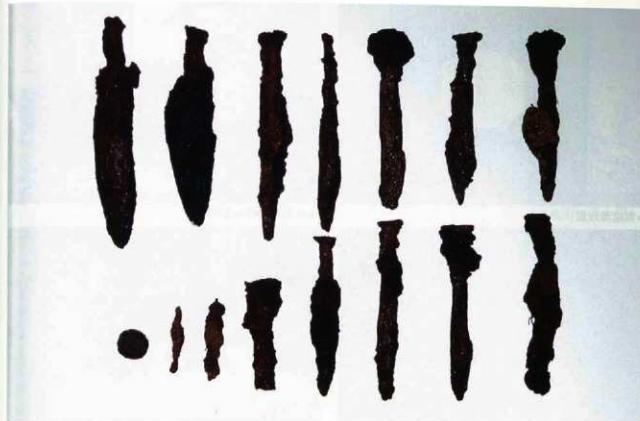


▲出土墓誌（レプリカ）



▲複製数珠（レプリカ）

第16図版 治憲廟出土墓誌・同複製品



▲御棺に打付けられた鉄釘



▲鋼線で封印された墓誌（手前）と蓋石（奥）

第15図版 治憲廟出土鐵釘・墓誌

全般概観を終了した。平成墓誌の内容は、次の通りである。

平成五年五月十九日、鷹山公廟ノ

破損ヲ発見、平成五年、六年、

七年ト修理シ、追加ノ墓誌ヲ

作成シ埋設ス。

平成八年一月十日

## 七要約

古墳墓所の調査結果について、要約する。治憲廟所は、三段構を有する墓壇内

部に外箱と御棺を安置した三重構造の埋葬施設である。墓壇は上段が「九尺」二

・七メートル四方の方形で、深さ「四尺」・二・二メートルの面に二辺、「一メー

トル（七尺）、深さ「一・五メートル（五尺）」の墓壇を北東方に設置、さらに四尺四

方尺三段墓壇を組み込んでおり、文部記載によれば僅かにならなくなっていることが確認さ

れた。上杉家御年譜によれば、「中略・横深サ一丈中五尺四方二段堀ニシテ

外箱サ二寸板ノハキ合蓋ノ合口・以子子略」とある。

つまり、深さ三・六メートル（二・一・五メートル四方の二段壇となつており、厚さ六センチ（二寸）の裏材を製作した外箱を設置したと読める。そし

て、合の蓋を有する外箱の中に入棺が吊るした御棺を差し、隙間に小砂・石灰、

焼返し土の三品を酒で湿らせながら奥き固めたとある。

なる。

そして、外箱の上に四方に族系を表す、土を三尺荷覆い墓誌を施えたとなつてゐる。墓誌一枚の大きさは、文献どおりであるが、五尺四方とある二段壇に關しては、實際の幅が六尺で、深さだけが一枚で、その幅が五尺である。

用心な墓誌の大きさと外箱の寸法について、は、上杉家御年譜にも記載されていて、参考までに、治憲廟所の調査で確認された埋葬施設の計測値を尺に換算して列挙すれば次のようになる。

参考までに、治憲廟所の調査で確認された埋葬施設の計測値を尺に換算して列

・外箱＝東西八尺、南北六尺。高さ四尺、四層版蓋。

・墓壇＝方形三段壇。一段目南北一〇尺、東西九尺、深さ五尺。

二段目南北七尺、東西七尺、深さ五尺。

三段目南北四尺、東西四尺、深さ二尺。

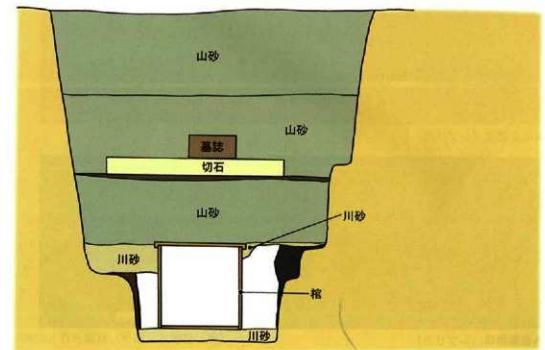
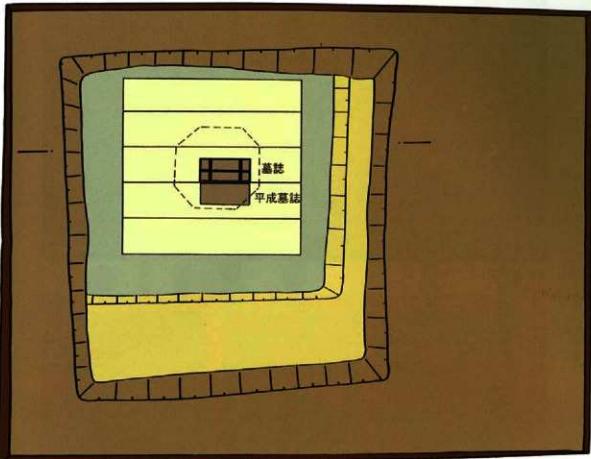
・御棺＝直徑二尺三寸、高さ二尺三寸、合口蓋八角箱。

となるが、あくまでも推測の域を脱げないことを付記しておこう。

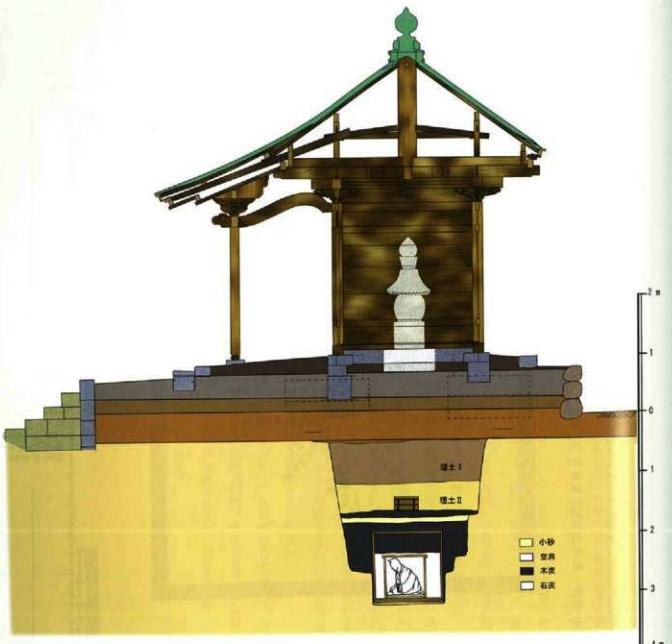
次に、建物と埋葬施設の関係について触れてみる。建物と墓壇を重ねてみたのが第四回である。建物基壇の九尺に合わせたように墓壇が配置されてゐる。し

か、建物中軸線に沿って外箱が東西に設置され、東側の中央部に御棺が安置されてゐる。当初、理葬施設の中央にあった建物が後世の修繕の際に移動したことによるズレと推測しているが、家相謹信廟の移設に伴い、初代治憲廟と二代治憲廟

の整理を削平した際にも、両廟所の建物移動が行われてないことも重要なことになる。むしろ、建物の中央に設置される五輪塔を意識した配慮と考えるのが妥当といふ。

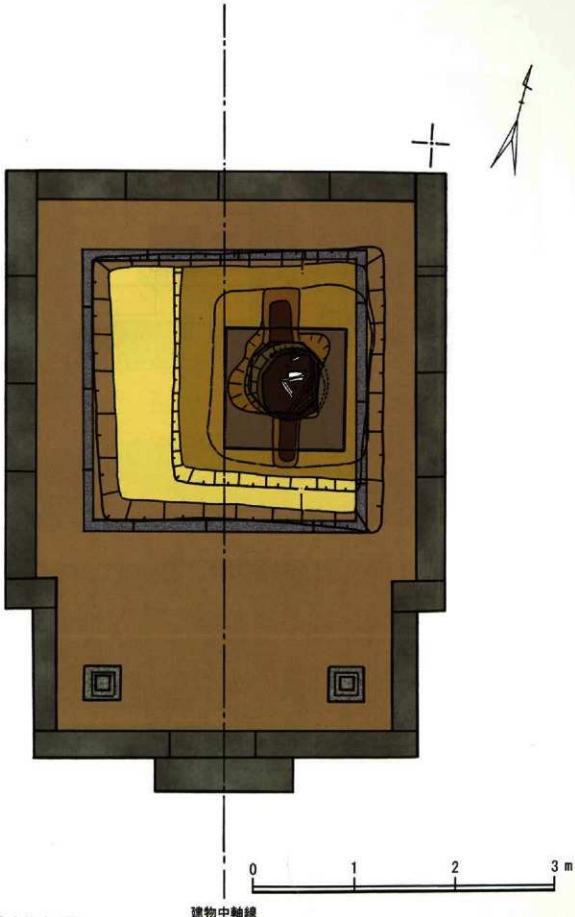


第43図 治憲廟墓壇修復図



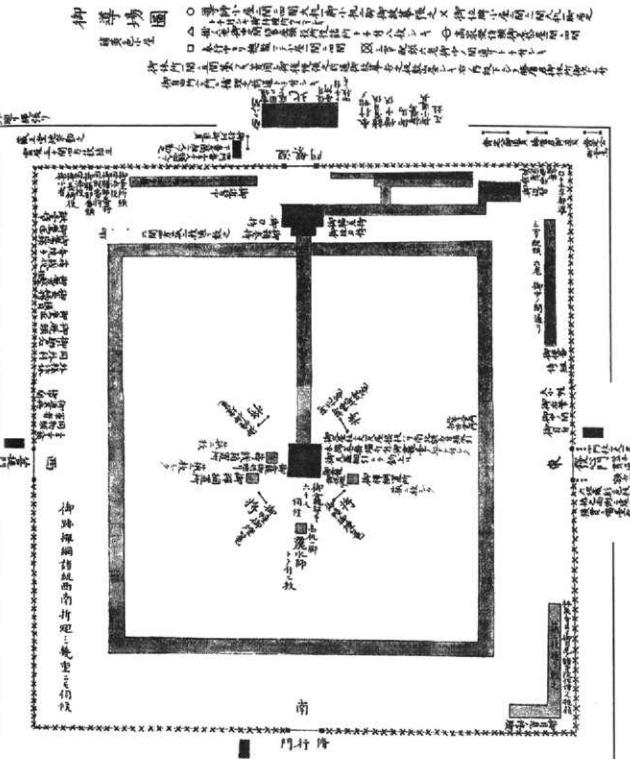
第45図 治憲廟復元想定図

- 115 -



第44図 治憲廟基壇配置図

- 114 -



第46図 治安公御導場（埋場）図 「上杉家御年譜」文政5年3月19日条

最後に、歴代當主の葬法が上記で転換し、最初の葬儀となつた代は重定公の葬儀内容について、参考までに付加えておく（『東岳院御逝去一別別報』上杉文書）。

重定公は、寛政10年（1798）3月に二六日に死去し、それに伴つて五〇日間の普請。鳴物の禁止、三五日の肴望が命じられ、家中にも最大五〇日の月代の禁止が命じられている。重定の葬儀や埋葬の方式は、何れも寛政元年の治憲長子顯孝の例になつて施行（『御葬式御当日行事』上杉文書）されたものであり、翌二七日に沐浴が行われた。

五代吉義公（火葬）の場合、白縫子を纏つたのに対し、重定は特等の装束を着け、鳥綿子・直垂姿で棺に納められた。葬儀前の臣の焼香は、從士は遺骨を納めた法音寺等で行つておられたが、重定の場合には遺骨が安置された本山城の二の丸内で行なわれた。

四月五日、重定の遺体を收めた轔は、辰の刻（午前八時）に二の丸で出で治憲や著生の治場。家臣らが付き従い、北門から北堀端・館山口通りを経由して廁所へ向かつた。從来は、火葬からなり日時を以て葬儀を行つていたが、重定の場合には廁所の北側で葬儀を行い、その日のうちに新野の東方にある代宗寺廟の火葬場で埋葬した。まず、葬儀が執行され、法音寺が引導を渡す導師を勤めた後、該組の中で、治憲・治定・重定や重臣が焼香した。

葬儀の葬儀では、並野葬場で行われた時と同様に発門や提燈門らの四門、位牌所や墓を納める火葬場が設けられ、火葬の周囲には、鬼が敷かれた（『新林院様御廟江葬式』付御葬事御補理御苦請御入科目録）。

治憲の葬儀を行つた葬場（御葬地）を示した第四十六圖参照（上杉家御年譜）文

政五年三月一十九日（文政5年3月19日）によれば、葬禮の場合と同様の方式で行なわれていることがわかる。葬儀の後、棺は、一旦景福殿前にすえた上で埋葬場へ移されたが、棺が埋葬場に入るやいなや塵が放され、埋葬の場所には、外周間に目隠しのために

裏の子をめぐらし、白幕を張り、屋根屋根がなされた。

無煙の仕方は、最初、棺を納める轔中・墓壙内に炭の粉末を二寸の厚さで敷き、その上に棺の身間にあたる桟（火葬の場合は外箱）を下ろし、桟の間に炭の粉末を敷く。桟の底には、赤土・小砂・石灰を混ぜたものを敷く。棺を細引で下ろした後、棺蓋との二十寸の隙間に、同じく赤土・小砂・石灰を詰め、水と酒を混ぜたものをいいで堅く突き固め、棺の上部も同様に覆う。

その後、草の茎を釘打ちし、その上に後の粉末を一寸の厚さに敷き、さらに土をかけ、三尺程残し、死者の生前の地位や経歴を記した墓誌を入れ土で覆うといった手法であり、治憲も先代の葬式を踏襲して行なつたことがわかる。外箱や御棺の寸法は記載されていない。

文政五年三月二一日に死去した治憲は、三月十九日の葬儀が終了する七代宗廟の東に埋葬された。同年五月六日には廁所が完成し、新しい五輪塔が構められた。五輪塔の前面の梵字は、法音寺等が書き、細工方の手によって彫られ、繪書きで染め入れられた。

## 八 遺骨鑑定について

### 治憲公遺骨鑑定所見

東北大学医学部教授 百々幸雄

平成七年二月一七日に実見した治憲公の遺体片の肉眼鑑定による所見は次の通りである。

- (1) 脳膜蓋冠破片 (軟膜) 一点  
・長さ〇センチ・幅八・五センチ
- (2) 右下頸骨破片 一点  
・長さ八・五センチ・高さ三センチ
- (3) 大顎骨 (椎突) 破片 一点  
・長さ一七センチ
- (4) 肋骨破片 一点  
・長さ一四センチ
- (5) 脊骨破片 一点  
・長さ四センチ
- (6) 足指骨破片 一点

#### (1) 脳膜蓋冠破片 (軟膜) 一点

- ・右下頸骨破片 一点  
・長さ〇センチ・幅八・五センチ

#### (2) 大顎骨 (椎突) 破片 一点

- ・長さ一七センチ

#### (3) 肋骨破片 一点

- ・長さ一四センチ

#### (4) 脊骨破片 一点

- ・長さ四センチ

#### (5) 足指骨破片 一点

- ・長さ四センチ

#### (七) 齦齒 一五点

- ・上顎歯二点・下顎歯二点・不明五点

#### (八) その他の部位破片 敷骨

#### (九) 特記事項

大顎骨の側縁部の隆起が発達していることから、運動によって筋肉が発達した強靭な身体であったものとみられる。現代人と比較すれば歯の磨耗は少ない。下顎の歯拔痕跡が閉塞していることから、下顎に問診は、永久歯の大きさは抜け落ちていたものとみられる。上顎門歯に存在する特徴的な擦り減痕跡 (キセル痕) 二点が認められた。通常の状態では生じない摩耗痕跡や、歯床による歯の噛み合せの跡などとみられる。

虫歯の痕跡は、三箇所ある。歯に残る本褐色の汚れは、極度のヤニで、愛煙家であつたものとみられる。

あつたものとみられる。

以上

## 第四章 参考資料

### 一、米沢藩主上杉家墓所の石灯籠の再利用

#### —謙信廟礎石の石材—

上杉家墓所事務所

田中邦彦

米沢藩主上杉家墓所の石灯籠については、法音寺藏の「御廟所絵図」文化一四年(一八一七年)で、江戸時代の米沢藩主上杉家墓所の形態や石灯籠(總數六一基)の建立年代もわざがわかることができる。

江戸時代の後期には、石灯籠の数が増加し、「五輪盆」には、櫻燭が点灯され、幻想的な情致であったといふ。

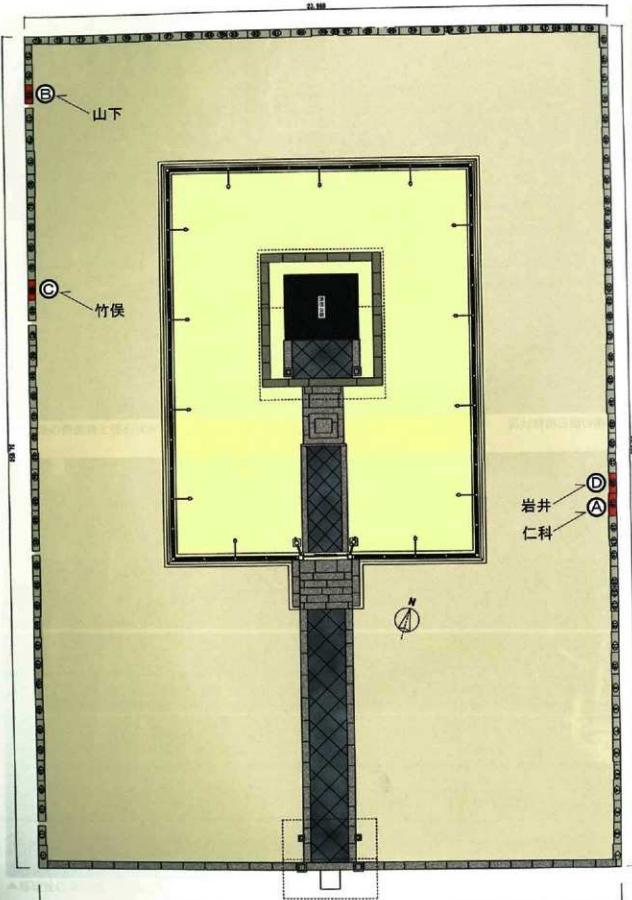
明治になって、米沢城址(本丸)の東南隅の高台にあった上杉謙信の遺骸を埋葬するため、代筆主の墓所に移された。

明治八年の米沢藩主上杉家墓所の改修工事は、池田成章(山形銀行初代頭取)が担当して行われた。米沢藩主上杉家墓所の中央に謙信廟より高く造るために、歷代の墓廟の參道の西側(裏)に建立されていた石灯籠を移転(押収)のあつたところ(三〇基)、処分、再利用したと考えられる。

石灯籠の再利用について、上杉謙信廟の墓碑の中に奉手を入れ、周囲の石垣は、土台石を用意した石垣にして利用した。參道の敷石、廟の石垣の補修に、その一部が先てられている。

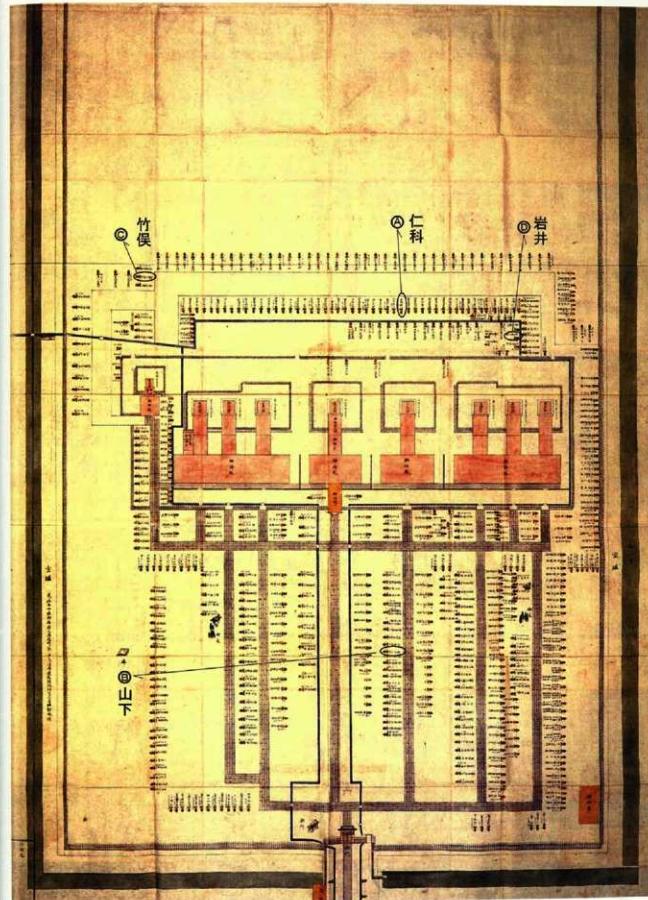
今回の米沢藩主上杉家墓所の保存修理工事の際、謙信廟の構造石の石材として、

調査の結果、謙信廟の位置が中央の奥であったことから、各廟の参道両側の石



第48図 謹信南構礎石配置図

- 121 -



第47図 「御廟所絵図」文化14年（1847）○転用が確認された石塔の位置

- 120 -



▲修理後の西側欄と礎石状況



▲西側欄の礎石積替状況



▲修理後の東側欄と礎石状況

第18図版 謙信廟欄礎石（2）



▲西側欄の修理完了

第17図版 謙信廟欄礎石（1）

寛永十八年三月  
仁科越中守

天和三年五月  
竹俣平左衛門



▲ A 石碑銘文



▲ B 石碑銘文



▲ D 石碑銘文



▲ C 石碑銘文

正保三年七月  
山下宗齋

寶永四年  
岩井覺兵衛

一、米沢藩主上杉家墓所開連年表

(天正六年三月～平成一四年三月)

天正 六年 [弘慶] (一五七八)

三月一二日

家祖謹拜死去。

(注 上杉家の初代(家想)は、上杉謙信から歿する。史

跡米沢藩主上杉家墓所保存管理費定報告書では、米沢藩主

就任願ふるので、上杉景勝が初代(藩祖)となる。)

慶長 三年 [弘慶] (一五七八)

八月――

謙信遣使、一〇〇名の手明銀仕によって春日山から会津若

松へ移送。若松城内西南の坂殿に安置。

慶長 六年 [至正] (一六〇一)

一月――

謙信遣使を米沢へ移送。米沢城本丸西南の角の壁に坂安置。

慶長十一年 [弘慶] (一六〇五)

武器屋敷付の熊野社地一〇〇間、六〇間の土地を謙信遣使

の火除地として確保。

八月――

謙信の遺骸運搬所を城西の武器屋敷内に設置。

(注 後に御廟所となる。)

慶長十四年 [弘慶] (一六〇九)

武器屋敷付の熊野社地一〇〇間、六〇間の土地を謙信遣使

の火除地として確保。

九月――

一〇月一七日 定勝、米沢で死去(四二歳)。

慶長十七年 [弘慶] (一六一一)

一月一日 葬禮、御堂不般と石垣の遺骨を合して。

一月一日 御堂三ヶ条の法号を出る。

（注 三月の大火を経験し、用心のため郊外に移したもの。）